

平成24年第2回那須塩原市議会定例会

議事日程（第1号）

平成24年3月2日（金曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
（議会運営委員長報告・質疑）
- 日程第 3 発議第 1号 那須塩原市議会基本条例の制定について
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 4 同意第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 5 同意第 2号 那須塩原市教育委員会委員の任命について
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 6 報告第 7号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
（報告）
- 日程第 7 報告第 8号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
（報告）
- 日程第 8 報告第 9号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
（報告）
- 日程第 9 報告第10号 専決処分の報告について〔和解〕
（報告）
- 日程第10 議案第 1号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第10号）
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第11 議案第 2号 平成23年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第12 議案第 3号 平成23年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第13 議案第 4号 平成23年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第3号）
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第14 議案第 5号 平成23年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第4号）
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第15 議案第 6号 平成23年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
（提案説明、質疑、討論、採決）

- 日程第16 議案第7号 平成23年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算(第4号)
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第17 議案第8号 平成23年度那須塩原市水道事業会計補正予算(第4号)
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第18 議案第44号 契約の締結について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第19 議案第20号 那須塩原市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
(提案説明)
- 日程第20 議案第21号 那須塩原市暴力団排除条例の制定について
(提案説明)
- 日程第21 議案第22号 那須塩原市東日本大震災復興推進基金条例の制定について
(提案説明)
- 日程第22 議案第23号 那須塩原市立箒根中学校整備基金条例の制定について
(提案説明)
- 日程第23 議案第24号 那須塩原市希少野生動植物種の保護に関する条例の制定について
(提案説明)
- 日程第24 議案第25号 非常勤の職員及び学校医等に係る公務災害補償事務を栃木県市町村総合事務組合で
共同処理することに伴う関係条例の整理について
(提案説明)
- 日程第25 議案第26号 那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第26 議案第27号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改
正について
(提案説明)
- 日程第27 議案第28号 那須塩原市職員の給与に関する条例等の一部改正について
(提案説明)
- 日程第28 議案第29号 那須塩原市税条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第29 議案第30号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第30 議案第31号 那須塩原市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第31 議案第32号 那須塩原市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第32 議案第33号 那須塩原市介護保険条例の一部改正について

- (提案説明)
- 日程第33 議案第34号 那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第34 議案第35号 那須塩原市営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第35 議案第36号 那須塩原市黒磯都市計画事業那須塩原駅北土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第36 議案第37号 那須塩原市営住宅条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第37 議案第38号 那須塩原市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の廃止について
(提案説明)
- 日程第38 議案第39号 那須塩原市西那須野地区中心市街地活性化基金条例の廃止について
(提案説明)
- 日程第39 議案第40号 那須塩原市塩原保健福祉センター条例の廃止について
(提案説明)
- 日程第40 議案第41号 黒磯那須地区休日等急患診療所設置条例の廃止について
(提案説明)
- 日程第41 議案第9号 平成24年度那須塩原市一般会計予算
(提案説明)
- 日程第42 議案第10号 平成24年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算
(提案説明)
- 日程第43 議案第11号 平成24年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算
(提案説明)
- 日程第44 議案第12号 平成24年度那須塩原市介護保険特別会計予算
(提案説明)
- 日程第45 議案第13号 平成24年度那須塩原市下水道事業特別会計予算
(提案説明)
- 日程第46 議案第14号 平成24年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計予算
(提案説明)
- 日程第47 議案第15号 平成24年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計予算
(提案説明)
- 日程第48 議案第16号 平成24年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計予算
(提案説明)

- 日程第 4 9 議案第 1 7 号 平成 2 4 年度那須塩原市温泉事業特別会計予算
(提案説明)
- 日程第 5 0 議案第 1 8 号 平成 2 4 年度那須塩原市墓地事業特別会計予算
(提案説明)
- 日程第 5 1 議案第 1 9 号 平成 2 4 年度那須塩原市水道事業会計予算
(提案説明)
- 日程第 5 2 議案第 4 2 号 那須地区広域行政事務組合規約の変更について
(提案説明)
- 日程第 5 3 議案第 4 3 号 那須地区広域行政事務組合の財産処分について
(提案説明)
- 日程第 5 4 議案第 4 5 号 市道路線の認定について
(提案説明)

出席議員（30名）

1番	櫻田貴久君	2番	鈴木伸彦君
3番	松田寛人君	4番	大野恭男君
5番	平山武君	6番	伊藤豊美君
7番	磯飛清君	8番	岡本真芳君
9番	鈴木紀君	10番	高久好一君
11番	眞壁俊郎君	12番	岡部瑞穂君
13番	齋藤寿一君	14番	中村芳隆君
15番	人見菊一君	16番	早乙女順子君
17番	植木弘行君	18番	金子哲也君
19番	関谷暢之君	20番	平山啓子君
21番	木下幸英君	22番	君島一郎君
23番	室井俊吾君	24番	山本はるひ君
25番	東泉富士夫君	26番	相馬義一君
27番	吉成伸一君	28番	玉野宏君
29番	菊地弘明君	30番	若松東征君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	阿久津憲二君	副市長	松下昇君
副市長	増田徹君	教育長	井上敏和君
企画部長	室井忠雄君	企画情報課長	古内貢君
政策統括監	渡邊泰之君	総務部長	三森忠一君
総務課長	熊田一雄君	財政課長	伴内照和君
生活環境部長	松本睦男君	環境管理課長	齋藤正夫君
保健福祉部長	長山治美君	福祉事務所長	玉木宇志君
社会福祉課長	阿久津誠君	産業観光部長	生井龍夫君
農務畜産課長	斉藤一太君	建設部長	君島淳君
都市計画課長	若目田好一君	上下水道部長	岡崎修君
水道管理課長	薄井正行君	教育部長	平山照夫君
教育総務課長	山崎稔君	会計管理者	後藤のぶ子君

選管・監査・
固定資産評価
・公平委員会
事務局 長
西那須野
支所 長

荒川 正 君
齋藤 兼次 君

農業委員会
事務局 長

成瀬 充 君
塩原支所 長
臼井 淨 君

本会議に出席した事務局職員

議事 課 長 齊藤 誠
課長補佐兼
議事調査係 長 稲見 一美
議事調査係 人見 栄作

議事 課 長 渡邊 秀樹
議事調査係 小平 裕二
議事調査係 小磯 孝洋

開会 午前10時00分

開会及び開議の宣告

議長（君島一郎君） おはようございます。

本日招集になりました平成24年第2回那須塩原市議会定例会は、議員各位のご参集をいただき、ここに開会の運びとなりました。

本定例会には、市長提出として51件の議案が提出されることになっております。議員各位には慎重に審議を尽くされ、また議会運営につきましても特段のご協力をお願い申し上げまして、開会に当たってのあいさつといたします。

ただいまから、平成24年第2回那須塩原市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は30名であります。

議事日程の報告

議長（君島一郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（君島一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員に

7番 磯 飛 清 君

8番 岡 本 真 芳 君

を指名いたします。

市長あいさつ

議長（君島一郎君） 市長からあいさつがありません。

市長。

〔市長 阿久津憲二君登壇〕

市長（阿久津憲二君） おはようございます。

本日、平成24年第2回那須塩原市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様は何かとお忙しい中、ご参集を賜わり、まことにありがとうございます。

今議会は、私が市長となって初めて編成いたしました平成24年度の当初予算を提案いたす議会でありますので、平成24年度の施策運営の基本的な考え方を申し上げ、市民の皆様と議員各位のご理解をいただきますようお願いしたいと思っております。

私はこのたび、多くの市民のご支持をいただき、那須塩原市長の重責を担うこととなりました。就任して1カ月余りではありますが、さまざまな行政課題が山積しており、改めて市政を担う責任の重さを痛感しております。

これからの4年間、初心を忘れることなく、公約の実現と着実な市政運営を図り、市民の皆様に愛されるまちづくりに全力で取り組んでまいりたいと思っております。議員各位並びに市民の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、私が就任をして、現在に至っておりますが、今、我が国は、東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故、急激な円高、世界的な金融市場の混乱など、過去に経験したことの無い多くの重大な困難に直面しております。

一方では、人口減少社会や超高齢社会が到来し、まさに発展していくか、それとも衰退に向かうかの大きな分岐点にあると思っております。

このような厳しい状況に対し、強い危機感を持ち、変革を求めながら、持続可能な戦略的政策を

重点的に展開していくことが、那須塩原市にとって必要不可欠であると考えております。

この視点に立って、私のこれまでの市政運営における基本的な考えを述べさせていただきます。

平成24年度は、第一次総合計画後期基本計画のスタートの年であり、この後期基本計画に定める四つの基本理念に沿って、まちづくりを進めてまいります。

一つは、「安全に安心して暮らせるまちづくり」であります。

昨年3月に発生した東日本大震災は、大規模な津波、地盤の液状化、電力不足の困難など、これまでの自然災害の規模をはるかに超えた未曾有の大災害をもたらし、また、津波による福島原発事故は、放射性物質による環境汚染や風評被害も引き起こしております。市民の安全・安心に対する意識は高まっており、市民の命と財産を守ることを最優先として、一人一人が健康で安全に生活することのできるまちづくりを進めていきたいと考えております。

二つ目は、「市民との協働によるまちづくり」であります。昨年、協働によるまちづくりを推進するため、協働の必要性や意義、役割分担などの基本的な考え方を示した「協働のまちづくり指針」を、市民の方々の参画をいただいて作成してまいりました。これまでまちづくりの手法は、行政側の一方的な要請によるものになりがちでしたが、これからは主役である市民の方々に積極的に参画していただき、市民と行政がともに力を合わせた協働によるまちづくりを推進していかなければいけないと考えております。

三つ目は、「個性が輝くまちづくり」であります。

本市は豊かな自然に恵まれ、農業、観光業、商業、工業など、多彩な産業がバランスよく展開さ

れ、地域資源も豊富であり、また、新幹線那須塩原駅、東北縦貫自動車道の西那須野インターチェンジや、黒磯板室インターチェンジといった高速交通網の拠点に立地し、国道4号、東北本線などの国土軸となる交通網が形成されるなど、極めて恵まれた地域特性を有しております。これらの地域特性を十分に生かしながら、市民一人一人が生き生きと暮らせる地域社会の形成を図ってまいります。

四つ目は、「効果的・効率的な行財政運営による自立したまちづくり」であります。

本市の財政状況は、生産年齢人口の減と、急速な景気後退による税収の減少や、東日本大震災、福島原発事故による被害などにより、非常に厳しい状況が続いております。

一方で、地方分権改革推進法などによって、国と地方の役割分担が明確になり、みずからの判断と責任において、まちづくりを進めていく必要があります。

こうした中で、情報公開を基本とした積極的な行財政改革に取り組むとともに、集中と選択による優先順位を明確にした施策・事業を展開し、効果的・効率的な行財政運営による自立したまちづくりを進めてまいります。

以上申し上げました四つの基本理念に沿って、全力で取り組んでまいります。

次に、平成24年度の予算編成に当たりましての基本的な考えを申し上げます。

まず、今回編成しました当初予算は、私が市長に当選して初めて編成するものですが、選挙を通して市民の皆様にお示しをしました各種の政策を反映するには、時間的な制約もあり、十分精査することができない状況にあることから、骨格的予算として編成したものであります。内容的には、法令等に基づきます義務的経費や、既存施設の維

持管理経費を中心に編成を行いました。

今後につきましては、各種の政策課題を精査するとともに、放射能対策や再生可能エネルギー供給に関する検討、また、行財政改革などの事業を検討し、次回の議会において、今回提案いたします骨格的予算の肉づけを行ってまいります。

なお、市民生活に欠くことのできない事業を初め、喫緊の課題として対応すべき事業につきましては、一部予算に計上を行いました。

まず、歳入では、先行き不透明な経済状況下にあります。市税収入を、平成23年度当初予算と同程度を見込むなど、歳入予算総額で対前年比2.38%増の予算を計上いたしました。

一方、歳出では、東日本大震災を受け、市民の安全・安心を守るため、放射能対策事業として、ホールボディカウンターの導入やガラスバッジを、中学生以下すべての幼児、児童、生徒を対象に導入を行います。

さらには、防災対策事業として、防災用の備蓄品を拡充するなどの予算を計上いたしました。

また、保健、医療、福祉などの社会保障関係事業につきましても、これまで同様の予算措置を行っております。

なお、緊急的に政策を実現するための事業の財源として、各種の経費を切り詰めることもあり、突発的な対応に備えまして、予備費を増額することといたしております。

また、肉づけ予算の財源としましては、財政調整基金の活用を考えております。

いずれにいたしましても、市政発展に結びつくためのスタートの予算としてご理解をいただきたいと思います。

続いて、平成24年度の主要事業について、順次説明を申し上げます。

まず、喫緊の課題である放射能対策についてで

ありますが、平成23年度内に策定予定の除染計画に基づき、都市公園や市営住宅、通学路など、市民に身近な公共施設の除染を優先的に実施いたします。

また、放射線量の定点測定や公表、アドバイザーによる研修会も実施してまいります。

一方、市民の不安を解消するため、小中学校、保育園、幼稚園の給食用食材の検査や、市民から持ち込まれた食品の検査を実施いたします。

また、市内の15歳以下の子どもたち全員を対象に、ガラスバッジによる放射線の積算外部被曝線量調査を実施するとともに、市民を対象にホールボディカウンターを導入し、内部被曝量を測定することにより、二重の安心を確保してまいります。さらに、観光農産物などの風評被害を払拭するための広報事業を実施していきたいと考えております。

防災分野では、昨年の大震災の経験を生かした地域防災計画の見直しや、自主防災組織の結成を支援するなど、防災体制の強化を図り、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

次に、福祉部門についてですが、まず、高齢者福祉では、地域内の助け合いの精神により地域が運営する生きがいサロンの実施地区の拡大を図ります。

また、家に閉じこもりがちな高齢者の孤立感を解消し、生き生きとした自立生活が送れるよう、介護予防事業の拠点として、塩原地区に元気アップデイサービスセンターを設置するほか、介護が必要になっても、高齢者が住みなれた自宅や地域でできる限り自立した生活ができるよう、地域密着型サービス事業所の整備を継続してまいります。

児童福祉では、放課後の児童の安全な遊び場と生活の場を確保し、保護者が子育てをしながら安心して仕事のできる環境を整備するため、児童ク

ラブ室を2カ所建設いたします。さらに、防災対策の一環として、保育園の耐震診断を実施いたします。

次に、保健・健康対策部門では、安心して子育てができるよう、子ども医療費の助成や疾病予防のための子宮頸がん予防ワクチン接種等の公費助成など、子育て家庭への経済支援を行います。

また、市民の健康づくりを支援するために、疾病予防の健康教室の実施と、各種の健康診査も行います。

そして、より質の高い地域医療の充実のため、県北地域における地域中核病院として本年7月に開院する那須赤十字病院の財政支援も行ってまいります。

産業・観光分野では、農観商工連携推進事業により、地産地消の拡大や那須塩原ブランドの創出、付加価値のある新商品開発、販路確立などに取り組み、地域産業の活性化を進めてまいります。

次に、教育部門では、地震などの災害時に児童生徒の安全を確保するため、今年度も引き続き小中学校の耐震改修事業を実施いたします。

また、心をはぐくむ生涯学習活動の推進を図るため、稲村地区の地域活動拠点として、稲村公民館を移転新築いたします。

社会資本整備関連では、黒磯駅の利用者の利便性向上と、駅周辺の活性化を図るため、黒磯駅前広場整備事業を進めてまいります。

また、体系的な道路網を整備するため、新南下中野線道路新設改良事業などを実施し、道路ネットワークの整備と交通の安全を確保してまいります。

老朽化した石綿セメント管や铸铁管については、布設がえを行って耐震化を図り、安全・安心な水の安定供給を推進いたします。

さらに、汚水管渠の整備や合併処理浄化槽設置

の補助を行うことにより、生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図ってまいります。

最後に、総務部門であります。将来にわたって効率的、効果的な行財政経営を図っていくため、まず、私みずからの給料を3割カットし、幹部職員の公募も行います。

また、民間活力の導入、広域行政の見直しなどにより、さらなる行財政改革を推進いたします。

あわせて、総合計画後期基本計画での、課題への速やかな対応を図るため、組織改革を行います。具体的には、防災・放射能対策部局を強化し、協働のまちづくり部署、雇用対策部署、健康増進部署の充実を図ってまいります。

以上、市政運営に関する私の所信の一端につきまして、ご説明をいたしました。議員各位並びに市民の皆様におかれましては、一層のご理解とご支援を賜りますよう、心からお願いを申し上げ、所信の表明とさせていただきます。

引き続き、3月議会定例会にご提案を申し上げます。議案についても申し上げます。

今回提案を申し上げます議案は、人権擁護委員の候補者の選任及び教育委員会委員の任命に関する人事案件が2件、平成24年度の当初予算案件が11件、平成23年度の補正予算案件が8件、条例の制定、一部改正並びに廃止案件が22件、一部事務組合の規約変更などの協議に関する案件が2件、契約の締結案件が1件、市道路線の認定案件が1件、専決処分報告が4件の、合計51件であります。

これらの内容につきましては、この後提案説明の中で詳細を申し上げますが、行政執行上、いずれも重要な案件でありますので、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。開会に当たってのあいさつといたします。ありがとうございました。

議長（君島一郎君） 市長のあいさつが終わりました。

会期の決定

議長（君島一郎君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会に先立ち、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

14番、中村芳隆君。

〔議会運営委員長 中村芳隆君登壇〕

議会運営委員長（中村芳隆君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会のご報告を申し上げます。

本定例会における会期の日程、議案の取り扱い、その他議会運営上必要な事項を協議するため、去る2月24日午前10時より第4委員会室において、委員、正副議長、市長以下執行部関係者出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、本定例会の会期について申し上げます。

会期については、本日3月2日より3月26日までの25日間といたします。会期内の日程の詳細については、配付された会期日程表のとおりといたします。

本定例会に提出される案件は、市長提出案件として、人事案件2件、当初予算案件11件、補正予算案件8件、条例案件22件、その他の案件4件、報告案件4件の、計51件であります。

議案の取り扱いについてであります。同意第1号、第2号、議案第1号から議案第8号まで及び議案第44号の合わせて11件については、即決扱いといたします。即決案件11件と報告案件4件を除く36件については、関係常任委員会に付託をし、

審査を行うことといたします。

次に、追加議案について申し上げます。

市長提出による追加議案として、2件の提案が予定されております。いずれも本定例会の会期中に示談が整った場合に上程される専決処分の報告であります。この2件の取り扱いについては、即決扱いといたします。

次に、議会提出案件について申し上げます。

本定例会に提出される案件は、発議第1号 那須塩原市議会基本条例の制定についてであります。

議案の取り扱いについてであります。これについては、開会日初日に即決扱いといたします。

議案に対する質疑は、先例のとおり取り扱うこととし、同一議題につき1人3回まで、時間は15分以内で、連続して行うことといたします。

なお、当初予算案件に係る質疑通告書の提出は、本日3月2日の本会議終了後から3月5日の午後5時までといたします。

討論は、先例のとおり取り扱うこととし、同一議題につき、賛成、反対それぞれ5人まで、時間は1人10分以内といたします。

会派代表質問は、先例のとおり取り扱うこととし、通告書に基づき、項目ごとに一問一答方式とし、質問時間は1会派50分以内、最初の質問から議員質問席で行うことといたします。質問通告会派は2会派であり、日程上、3月5日に行うことといたします。

市政一般質問は、先例のとおり取り扱うこととし、通告書に基づき、項目ごとに一問一答方式とし、質問時間は1人40分以内、最初の質問から議員質問席で行うことといたしました。質問通告者は14名であり、日程上、3月6日に4名、7日に4名、8日に4名、9日に2名の4日間といたします。

なお、委員から、議場において答弁する者を指

名できるかとの質疑が出されましたが、市長から、部長以上の者であれば、指名された者が答弁するとの回答を得ております。

最後に、請願・陳情等について申し上げます。

新規で受理した陳情が5件、継続審査となっている陳情が1件ございますが、これらは配付された請願・陳情等の文書表のとおり、新規5件のうち4件及び継続1件を審議することとし、関係常任委員会に付託することといたします。

以上が、議会運営委員会における審議の結果であります。議員各位におかれましては、円滑な議会運営にご協力を賜りますようお願いを申し上げます、報告といたします。

議長（君島一郎君） 報告が終わりました。

ただいまの報告について、質疑を許します。

24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） それでは、ただいまの議会運営委員長の報告に対して、二つのことをお尋ねしたいと思います。

一つ目は、陳情の付託についてです。

私は、個人や団体からの要望や陳情につきましては、行政側に出すべきものと、議会が受け付け、取り上げるものがあると思っています。また、議会への要望や陳情については、受け付けるべきかどうか判断できないものについては、議長預かりがあつてしかるべきものと思っております。

このたび文書表によれば、受理番号2番と3番の2つの陳情が総務企画常任委員会に付託されております。議会運営委員会の中で、この2つの陳情について、この委員会に付託されることとなった、その経緯をお聞かせいただきたいと思っております。

また、委員会の中ではどのような発言があつたかについてもお尋ねいたします。

二つ目になります。

ただいまの報告では、質問において、市長が部

長以上であれば、指名により答弁ができるという発言があつたというような報告でございました。

本来、議員の質問は市に対するもので、つまり市長に対して答弁を求めているというものだと思っております。その中で、制度の細かいことなどについては、そのことについて掌握している部長が代理で答えているということだと思います。にもかかわらず、指名により部長以上の方に発言を求めることができるとした理由、議会運営委員会での発言、審査の経緯について説明を求めます。

以上です。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

14番、中村芳隆君。

議会運営委員長（中村芳隆君） ただいまの質疑にお答えを申し上げます。

請願・陳情等についてですが、陳情第2号、3号については、なぜ議長預かりにしなかったかという、その中の議論の経緯をということでございますが、委員会におきまして、陳情第2号については、委員から、議長預かりでもよいのでないのかとの意見も出されました。また、他の委員からは、総務企画常任委員会へ付託したらよいのではないかというような意見も出されまして、今回、総務企画常任委員会へ付託することとなりました。

陳情第3号については、委員会からは、内容から、総務企画常任委員会への付託でよいのではとの意見のみで、今回総務企画常任委員会に付託することになりましたが、その他の意見は出ておりませんでしたので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、先ほどの答弁のときでございますが、る説明がございましたように、地方自治法の中で、第121条、普通地方公共団体の長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会委員長、そういったごとに出席が求められるときに

は、出席は求められますが、答弁を指定ができるのかということに対して、議員が自分の質問内容から、例えば何々部長の答弁を得たいと言った場合には、直接出席を要求することは、これあくまで議長が代表してやることでございますので、議員が出席を求めることはできませんが、また、答弁についても、あくまで議員が答弁をお願いしたいと申しまして、答弁をする者を市長が、指名した方が代理者として答弁するんでありますので、そういった理解のもとに、部長以上が答弁できるという解釈でなかるうかという経緯のもとにさせていただきますというところでございますので。

議会の中ではそういった質疑の中で、市長から答弁があったということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） それでは、今の陳情の付託についてでございますが、委員会の中ではそのようなことであったということは理解いたしません。ということであれば、この中に受理番号1番というのがあったと思いますが、それにつきましては、どのような経緯で議長預かりになったのかについてお尋ねしたいと思います。

それから、ただいま議会の、これは質問の中において、今までは、少なくとも私たち議員は、部長に対してとか、副市長に対して指名をして発言を求めるといふうなことはしていませんでしたし、そのようなことはできないものと思っておりましたが、つまり制度としてそういうことはできない、そういうふうに言ったとしても、それは市長に対して言っていることに対して言っているという。でも、今回、先ほどの最初の委員長のお話では、指名によりできるというふうには私は聞こえたんですけども、もう少し説明をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

14番、中村芳隆君。

議会運営委員長（中村芳隆君） まず最初に、陳情のほうからお答えしたいと思います。

陳情1号の受理に関しましては、議長預かりにするという議員の意見等々を踏まえて決定をさせていただいたわけでございますが、陳情1号については、その中で受理番号の中で、先例事例は関する陳情ということで、現在の陳情の提出期限では、調査の中身を知ってから、それに対して陳情ができないので、会期中の受け付け、審査を求めるといった内容でありましたので、当委員会では、委員から、議長預かりでよいのではないかという意見が出されまして、そのように取り扱うこととなりました。

しかしながら、先例事例集に基づく陳情の受付等については、議会運営委員会においての今後の検討課題としてはどうかという意見もございましたので、そのようなものも踏まえて検討しながら進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、先ほどの答弁に関しましては、やっぱり議員が質問に対する答弁者として、何々部長を指定しても、だれが答弁するかというのは、先ほど申しましたように、長の判断によつての答弁でございますので、長の中で、あうんの理解があれば、市長がいいというならば、当然部長以上の答弁ができるということでご理解をいただきたいと思っております。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 今の質問のことなんですけれども、議運の委員長の報告ですと、議員の指名した者が答弁するんだというふうな報告でございました。そうすると、指名した人が答えなくち

やいけないと。しかし、今のお答えを聞いておりますと、市長の判断に任せるんだというようなことなので、どちらなのか、はっきりさせていただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

14番、中村芳隆君。

議会運営委員長（中村芳隆君） 市長が認めた場合には、答弁をすることができるということの解釈でお願いしたいと思っております。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 私は2月24日に、今、委員長が報告されておりました議会運営委員会を傍聴しておりました。今のやりとりも聞いておりました。その点のところ、幾つか私も、これは議会運営大変だなというふうに思いましたけれども、それ以上に、執行部が退席になってから、議会運営委員会独自で、今回の議会運営についての審議がありました。

そこで、今回の議会については、予算を特別委員会ということで設置するというところで話を進めていたというふうに漏れ聞こえてきていたんですけども、それをその場で審議が始まったんですね。そうしたときに、平山武議員が、今回の議会については、違反、違法ということが問題になりますけれども、その辺については皆さんも承知で、そして性急にやることではなく、時期尚早なので、このまま現在のままやるべきだというようなご発言が出ました。それに対して、委員もきくと既に、今までの議会運営委員会やっていたからでしょうけれども、委員長はどうするかを諮って、では、予算審議に際しては、従来どおりでよろしいでしょうかというふうに……。

〔発言する人あり〕

16番（早乙女順子君） 違う。委員長報告の、委員会の中でなかったんですけども、なかった

ことを、そういう審議がなかったのかと聞くことなんです。ちょっと最後まで黙っててください。でも、発言した人ですから。

それで、そのときに鈴木伸彦議員が異議なしということで、そしてそのまま、この特別委員会で予算を審議するということが、きちんと結論が出されないまま、議会運営委員会が終わっております。それで、ですから、今、議会運営委員会の委員長にお聞きしますけれども、なぜそういうようなことを今、きちんと、議会運営のことですので、今回の運営について、私はそこにいて、違法だという言葉にすごく反応しましたので、今までこのことについての協議をしていたことも含めて、今回の議会運営委員会がどうして特別委員会を設置せずに、違法なのにやろうとしていたのかの経緯をご説明ください。議会運営委員会の中で話されたことの内容で結構ですので、お話しください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

14番、中村芳隆君。

議会運営委員長（中村芳隆君） 答弁させていただきます。

今る早乙女議員から質疑がございましたが、分割のための違法であるというものの根拠と、また経緯ですね。それについては、この違法の根拠というものは、昭和29年の9月3日付の「行政実例」に、1議案を2以上の委員会に付託すべきものではない。予算は不可分であって、2以上の委員会で分割審査すべきものではないというのが明確に示されておるということでございますが、この違法というものがわかってまいりましたのは、議会運営委員会の中で、昨年の9月議会最終日において、決算審査特別委員会第1分科会と第3分科会が同一の部門の審査を重複して行ったことに関し、その取り扱いに疑義が呈されまして、議長が議運において検討するとの答弁をされておりました。

した。それを受けまして、10月の臨時会のために開催した10月11日の議運において、違法状態である旨確認をし、12月定例会のため開催した11月25日の議会運営委員会において、特別委員会の設置を含めた審査形態の検討を開始をさせていただきました。事実、12月の定例会の冒頭の私の委員長報告の中で、必要な場合には、連合審査会を開催するということと、来る3月定例会における（仮称）予算審査特別委員会の設置に向けて、当委員会において検討を開始をいたしたいということで、私も発言をさせていただいておりました。

その後、2月臨時会のための1月27日の議会運営委員会において協議した結果、一部会派の代表において、今回の議運において、特別委員会の設置を決定するのは早計との意見も出されまして、再度会派への持ち帰り等、ご協議をお願いしたところでありまして、その中で、2月13日及び2月16日に開催した2回の議会運営委員会においても、全会一致の合意には至らず、2月24日、本定例会のための議会運営委員会においても同様でございました。24日の議会運営委員会においては、特別委員会のあり方等についても、今後見直しの必要性があるなどの意見も出されたために採決をいたしませんでした。今後さらに協議を重ね、しかるべきに提案をする予定でございますので、特段のご理解をいただきたいと思っております。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 今の議運の委員長の報告の中で、もう既に9月の議会が終わったときに違法だということが確認されていて、そしてその後、何回か議会運営委員会で協議して、私たち1人会派は、議会運営委員会に委員を出していませんので、そういう情報も入らないまま、そして今回、たまたま傍聴していたときに、そういうことを知ったわけですので、そして今までがどうい

ことになったのかということ、私なりに調べていきました。それで今、委員長のところで、各会派へ持ち帰り協議をお願いしたというフレーズがありましたけれども、私たち1人会派はそのようなこと、議会運営ですから、会派だけの運営でもないし、議会は、1人会派であっても議会運営には関係してきます。それなのに会派だけに持ち帰って、1人会派のほうには何のそういう話もありませんでした。

このような重大なことが会派だけで行われているということ、実際、特別委員会の委員さんたち、議会運営委員会として、委員会の独立性ってあるんじゃないんですか。それなのに、その場で、今も全会一致に至らなかったのに採決しなかったというふうに委員長報告なさいましたけれども、実際には委員会独立の法則とすれば、採決することができたのに、なぜ全会一致ということ、そこできちんとした決をとって、正常な形に直すということにならなかったのか。委員長がわかる範囲でいいですので、そこをなぜしなかったのかということも含めてお聞かせください。

議長（君島一郎君） 14番、中村芳隆君。

議会運営委員長（中村芳隆君） 委員会独立関係と、また我々の措置を見送った理由等々についての経緯でございますが、設置を見送るべきという、今回の中に入る意見がございまして、協議時間をもう少ししっかりとって議論を重ねていきたいとか、3月定例会に間に合わせるべきで、急ぎ過ぎているのではなからうかといったものもございました。

また、設置すべきという意見の中には、違法状態であることを認識したのであるから、スピードを持って一刻も早く解消すべきだというような内容もございました。

そんな中で、私、委員長としまして、委員会独

立の原則、これは事務局にお願いしまして、2月13日の議運の勉強会でも確認をいたさせていただいております。議会運営委員会の設置は、平成3年、地方自治法改正に伴って創設されたものでありまして、任意設置されていた運営委員会では、全会一致が基本とされておりましたが、自治法と条例に登録されてからは、自治法の過半数議決が適用になったものは承知しております。

採決の選択肢も私も確認してございましたが、今回の特別委員会の設置は、長い間各常任委員会に分割付託していた方式から、大きく変革させるものでありますので、今回議会運営委員会で継続協議いたしましたものも、最もよい特別委員会があるのではなかろうかといったものもあわせて協議していこうと。いわば発展的な側面を持ち合わせていたというように解釈いたしました。

議会運営委員会での採決を今回見送ったのでありますので、特段のご理解をいただきたいと思っております。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 先ほどの議会運営委員長の報告の中で、今後これからの議事日程で出てくると思うんですけども、那須塩原市議会の基本条例の制定ということも出てきて、議会改革を今行おうとしている。私たちの議会がこの議会基本条例も、なるべく早目につくって改革をしていこうということで、今回本当に執行機関に対して、3年以上の基本計画を審議するということになるので、とても大変な思いをさせてまでも、議会基本条例を今回上程している。私たちは真摯に、早目に、間違いは間違い、いいものはいい。なるべくいい運営をしようという、それが議会に求められていることだというふうに私たちは思っておりまして、そして議会改革に取り組んできたんだというふうに思っております。ですから、私も今まで議会運

営委員会、すべて傍聴していたわけではありませんで、議会運営委員会の経過を、不確かなことで物を言っては失礼なので、ちゃんと議会運営委員会の議事録も読みました。そしてその中では、やはり違法であるけれども、もっと時期尚早だという、先ほど委員長が言ったような意見もありましたけれども、その中で、平山啓子議員なんかは、違法でありながら運営している議会はあるようだけれども、違法と気づいた時点で改めるべきと考えろというふうに、きちんと意見を述べています。磯飛議員も、やはり決算特別委員会と同様、設置すべきと考える。違法でないやり方で行いたいというふうに、委員の中でもきちんと発言している人がいます。そうしたら、なぜそのときに、これだけ違法な状態を直そうという意思がある委員が、議運の中にもかかわらず、委員会独立の原則もあるにもかかわらず、議会がこれだけ改革をしようとしている中、直そうとしないということに対して、私は議会運営委員長の運営のやっぱり甘さがあるのではないかなというふうに思っておりまして、お聞きしたわけですが、それについて、私が今まで言っていた経過、議事録からではしか知り得ません。その点で、私は間違っている議事録の読み方をしているかどうかだけ聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

14番、中村芳隆君。

議会運営委員長（中村芳隆君） ただいま早乙女議員がのる申し上げました中身については間違っていない。そういった議論もされていたのも事実でございますので、その中で私は、先ほど来も申し上げましたように、全会一致というものを尊重し、採決はすることができましたが、もう少し時間をかけて議論を重ね、そしてやっていこうという結論に至ったということで、その中に、私ど

もも協議会も設置しまして、協議会の中での意見の中に、議長、副議長等々の意見も踏まえて、少し議論を重ねて、そしてよりよい特別委員会を設置の方向に向かって進んでいこうということで、今回の決定に至った次第であります。

議長（君島一郎君） 17番、植木弘行君。

17番（植木弘行君） 委員長の報告がありまして、いろいろ意見が出たわけでございますが、今議会、これから始まるという状況でございますので、議員の中の、議会運営の中のことでございますので、今後慎重に話を重ねて、速やかに改善していければ改善していく。そういう報告でとりあえずここはおさめたほうがいいと思います。それで、議会を進める方向に図っていただければ、私のほうからの話でございます。

質疑としてはございません。先ほど皆さんが質疑しましたので、ありません。はい。

議長（君島一郎君） 5番、平山武君。

5番（平山 武君） ただいまの件につきまして、議員の一員でありまして、個人名も出ましたので、ひとつきちっとお答えしたいと思います。

委員長、報告の中で、きちっと、先ほど早乙女議員が言ったとおり、開かれた議会にしようということで、皆さんの議論がなったわけです。議員に周知徹底もされていない。予算委員会をつくることは、皆さん一致をしました。その中で議論を重ねて、議員全員でしっかりもんで、どういふ審議の仕方をするかとか、そういうものをきちっと決めて、それから予算委員会を立ち上げるべきと。わずかな期間の中で、そこまでも細かいものは示されていません。そういうことをきちっと説明をして、皆さんが理解をして、継続審議で早急につくろうと、こういうことで審議が至ったと、こういうことでありますが、委員長、その辺間違ございませんか。ご確認をいたします。

議長（君島一郎君） 平山議員に申し上げます。ちょっと議会運営委員長の報告のほうの部分に対して質疑のほうをお願いしたいと思いますので……。

〔「議会運営委員なんで、できません」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 大変失礼しました。議会運営委員の方の場合には委員長に対する質疑ができないということになっておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。

5番（平山 武君） わかりました。

議長（君島一郎君） ほかにございませんか。

5番（平山 武君） 発言取り消します。

議長（君島一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） このまま、違法な状態だというまま議会運営委員会の委員長報告どおり、今回の議会を行うということに疑義がありますので、議会運営委員会をもう一度開いて、違法状態でない状態で審議をしたいというふうに思っていますので、ぜひその辺のところをご協議をもう一度やり直しを求めます。

〔「賛成」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） ただいま16番、早乙女順子君から、予算審査特別委員会の設置動議が提出されました。

この動議は、1人以上の賛成者がありますので、那須塩原市議会規則第16条の規定により成立いたしました。

〔「議長、暫時休憩」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） それでは、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序変更し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議がございますので、採決いたします。

お諮りいたします。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（君島一郎君） 起立多数と認めます。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

予算審査特別委員会の設置の動議

議長（君島一郎君） それでは、追加日程第1、予算審査特別委員会の設置の動議を議題として、直ちに採決いたします。

この動議のとおり、予算審査特別委員会を設置

することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（君島一郎君） 起立多数と認めます。

よって、本市議会に予算審査特別委員会を設置することに決しました。

予算審査特別委員会の設置については、地方自治法第109条の2第4項第1号、第3号の規定により、設置方法等については、議会運営委員において審査し、来る13日の議案の委員会付託までに提出されるようお願いをいたします。

議事を進めます。

お諮りいたします。

会議規則第36条の規定により、本定例会における議案上程の際の議案朗読は省略いたします。

議長（君島一郎君） 本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長報告のとおり、本日から3月26日までの25日間とし、議案の取り扱い等についても、議会運営委員長報告のとおりとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月26日までの25日間と決しました。

また、議案の取り扱い等についても、議会運営委員長報告のとおりといたします。

会議規則第36条の規定により、本定例会における議案上程の際の議案朗読は省略いたします。

発議第1号の上程、説明、質疑、
討論、採決

議長（君島一郎君） 次に、日程第3、発議第1号 那須塩原市議会基本条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

議会活性化検討特別委員長、27番、吉成伸一君。

〔議会活性化検討特別委員長 吉成伸一君 登壇〕

議会活性化検討特別委員長（吉成伸一君） 発議第1号 那須塩原市議会基本条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本特別委員会は、平成21年6月に発足以降、その目的である分権時代にふさわしい議会とするため、議会運営全般を含めた調査検討のため、議員各位のご協力のもと、さまざまな改革を提案させていただいているところであります。特に昨年からは、前述の目的を具体的に規定するための議会基本条例の制定に向けて、幾多の議論を重ねてまいり、今般提案の運びとなりました。

それでは、かいつまんで、本基本条例のあらましを説明させていただきます。

前文では、二代表制が目立つ地方議会としてのあり方に言及し、真の地方自治の実現を目指すこと。また、そのために、我々市議会がみずから律しなければならないことや、市民参加を拡大すること。そして、これを議会の最高規範として定めたことなどを述べております。

条例本体は、21条から成るものであります。内容は、第1条では、本条例が議会の基本理念と議員の活動原則を定めたものであるという本条例の目的を定めております。

第2条では、市民の意思を反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くすという基本理念を定めております。

第3条では、議会の活動原則として、情報公開、独自政策の立案に取り組むこと、議会改革に継続

して取り組むこと等を定めております。

第4条では、議員の活動原則として、一部の市民、団体及び地域に偏らないこと、市民に対する活動報告、議員間討議の推進、資質向上を定めております。

第5条では、委員会が積極的な政策立案等を行うこと、請願・陳情者の意見の機会を設ける努力規定を定めております。

第6条では、会派の結成と調査検討、政策立案等を行う努力規定を定めております。

第7条では、市民と議会との関係として、議会公開の原則、説明責任、参考人公聴会制度の活用、傍聴しやすい環境の整備を規定しております。

第8条は、議会報告会の開催を規定しております。

第9条では、市長等との関係として、独立、対等な立場、一問一答の実施、反問権の拡大、文書質問等について規定しております。特に反問権の拡大については、本議会と委員会とを問わず、市長以外の執行部にも反問権を広く認めることとしております。

第10条では、議会審議における提案説明として説明を求める内容を記述しております。

第11条では、地方自治法第96条第2項の議決事件として、議決事項の拡大を行うため、議決すべき計画等について規定をいたしました。

今定例会では、多くの計画がこの後、上程されることとなりましたが、執行部におかれましては、2月の庁議で決定することなく、本市議会の意向を尊重くださいましたことに対し、深く感謝を申し上げます。

第12条では、議員間討議の原則として、議論の中心に議員相互の自由な討論を置くことを確認するものであります。

第13条は、調査・研究と題し、議会が議員に必

要な調査を行わせる規定であります。

第14条では、政務調査費の活用と公開として、政策立案、政策提言、審議能力向上等のために活用されるものであること、会派に用途公表と説明義務があること。議会に関係資料を公開する義務があることを規定しております。

第15条では、議会事務局の、第16条では議会図書室の充実について述べております。

第17条は、広報広聴機能の充実として、民意の把握と情報提供について努力規定を定めたものであります。

第18条は、議員の政治倫理の保持を規定しておりますが、本基本条例の制定後に、那須塩原市議員政治倫理条例の制定に向けた作業を開始し、議員の任期中の成立を目指したいと考えております。

また、政治倫理条例成立後に、本基本条例の一部改正議案をご審議いただき、別途規定である倫理条例に委任する条文に変更したいと考えております。

第19条では、議員定数の考え方を述べておりません。

第20条は、議会制度及び運営の見直しとして、制度運営方法を継続的に見直すことを規定しております。

第21条は、条例の見直しとして、本条例の検証と見直しを定めております。

以上が発議第1号 那須塩原市議会基本条例の制定についての提案理由の説明であります。よろしくお願いをいたします。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

発議第1号については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

同意第1号の上程、説明、質疑、
討論、採決

議長（君島一郎君） 次に、日程第4、同意第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 同意第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案のご説明を申し上げます。

議案書の1ページから3ページでございます。

本案は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、本市における人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

今回、現在選任されております人権擁護委員13

名のうち、河原啓子氏、常盤實氏、柳田章子氏の3名が、平成24年3月30日をもって任期満了となることに伴い、新たに鈴木巳癸願氏、菊地貴代美氏及び郡司幸子氏の3名を人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

いずれの方も、知識、経験ともに豊富で、人望も厚く、人権擁護委員としてふさわしい方でありますので、候補者として推薦しております。

なお、委員の任期につきましては、平成24年7月1日から3年間となります。

よろしくご審議の上、ご賛同をいただきますようお願いいたします。提案の説明にかえます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第1号については、原案のとおり同意することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

同意第2号の上程、説明、質疑、

討論、採決

議長（君島一郎君） 次に、日程第5、同意第2号 那須塩原市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 同意第2号 那須塩原市教育委員会委員の任命について、提案のご説明を申し上げます。

議案書の2ページでございます。

本案は、那須塩原市教育委員会委員であります金澤正邦氏の任期が本年3月23日をもって満了となることに伴い、引き続き同氏を教育委員会委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

金澤氏は、人格高潔で教育に関して識見を有し、教育委員としての実績からも、引き続き教育行政を担っていただくに適任であると考え、ご提案申し上げます。

なお、委員の任期につきましては、平成24年3月24日から4年間となります。

よろしくご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

本案について、質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第2号については、原案のとおり同意することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

報告第7号～報告第10号の上

程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第6、報告第7号 専決処分の報告についてから日程第9、報告第10号 専決処分の報告についてまでの4件を一括議題としたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、報告第7号から報告第10号までの4件を一括議題といたします。

本案について、報告説明を求めます。

副市長。

副市長（松下 昇君） 報告第7号から報告第10号までの4件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

まず、報告第7号につきまして申し上げます。

議案書は68から69ページ、議案資料はございま

せん。

本件は、平成23年11月29日、那須塩原市関谷地内の箒根中学校敷地内の駐車場において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、児童・生徒の送迎のため、市有バスを駐車場に駐車させようとして後退させたところ、後方に駐車していた相手方車両との距離を誤り、これに接触して損傷させたものであります。

車両の損害につきましては、両者協議の結果、市側が100%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金9万5,655円を支払い、今後この件に関し、双方決して異議を申し立てないことで和解が成立をいたしました。

次の報告第8号から報告第9号までの2件につきましては、いずれも平成23年9月22日の台風15号襲来時に、井口工業団地雨水排水管止水扉の劣化等が原因で、周辺の農地に雨水が流出し、農作物に被害を与えたことにつきまして、示談をしたものであります。

まず、報告第8号につきまして申し上げます。

議案書は70から71ページ、議案資料はございません。

本件は、農地に流出した雨水により、相手方が栽培する軟化ウド根株に損害を与えたものであります。

農作物の損害につきましては、両者協議の結果、市側100%の過失割合で示談が成立し、市から相手側に損害額128万350円を支払い、今後この件に関して、双方とも異議の申し立て、訴訟等を一切しないことで和解が成立をいたしました。

次に、報告第9号につきまして申し上げます。

議案書72から73ページ、議案資料はございません。

本件は、農地に流出した雨水により、相手方が栽培するネギに損害を与えたものであります。

農作物の損害につきましては、両者協議の結果、市側100%の過失割合で示談が成立し、市から相手側に損害額21万5,460円を支払い、今後この件に関して、双方とも異議の申し立て、訴訟等は一切しないことで和解が成立いたしました。

最後に、報告第10号につきまして申し上げます。

議案書は74から75ページ、議案資料はございません。

本件は、平成23年12月21日付で訴えを提起いたしました学校給食費請求事件に関しまして、平成24年2月17日の口頭弁論を受けて和解をしたものであります。

和解の内容について申し上げますと、相手側が未払い学校給食費14万9,073円と、支払督促申立手続費用2,130円の合計15万1,203円の支払い義務を認め、これを分割により支払うものであります。支払方法につきましては、本年3月末日までに1万1,203円を支払い、本年4月から10月までの7カ月間は、毎月2万円の分割払とするもので、万一相手方が支払い期限を過ぎ、その未払い額が4万円に達したときは、以後の分割は認めず、直ちに残額を支払うものとするを条件といたしました。

なお、訴訟費用は、支払申立手続費用を除き、各自の負担とすることで和解をいたしました。

以上、4件につきまして一括してご報告を申し上げます。

議長（君島一郎君） 報告説明が終わりました。

議案第1号の上程、説明、質疑、
討論、採決

議長（君島一郎君） 次に、日程第10、議案第1号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 議案第1号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第10号）について、提案の説明を申し上げます。

議案書3ページ、議案資料の5ページから15ページになっています。

今回の補正は、東日本大震災の復興を目的とした基金の設置や、災害復旧事業や放射能対策事業など、各種事業の確定に伴う事業費の過不足調整のほか、国の第3次補正予算に伴う対応として、平成24年度に実施を予定しておりました小中学校の耐震改修事業の前倒し実施にかかわる経費の追加、さらに次年度以降に財政需要に備えて、一層の財政健全化及び持続可能な財政運営を図るため、財政調整基金への積み立てなどに係る経費であります。その予算措置を行うものであります。

主な補正の内容について申し上げますと、まず歳入では、議案資料7ページの東日本大震災による公立学校施設及び社会教育施設の災害復旧事業、小学校、中学校の耐震改修事業にかかわる事業費の確定などにより、14款国庫支出金にあわせて9,340万2,000円を追加し、15款県支出金では、議案資料7ページ下段から8ページ、東日本大震災の復興のために積み立てる基金も含め、総務費補助金に1億1,714万2,000円を追加する一方、介護基盤緊急整備等事業、緊急雇用創出事業等の事業費の確定に伴い、総額で1,940万円を減額します。

また、16款財産収入では、那須地区ふるさと市町村圏基金の運用益分配金、市有地及び立木の売り払いなどによる5,517万円を追加し、20款諸収入では、東日本大震災緊急支援資金融資預託金、

返還金、那須地区ふるさと市町村圏基金支出金返還金などにより、9億8,929万円を追加します。

さらに、21款市債では、議案資料の9ページにあるように、小学校及び中学校の耐震改修事業の前倒し実施及び東日本大震災により災害復旧事業費の確定などにより、1億5,520万円を追加します。

次に、歳出について申し上げますと、2款総務費では、議案資料9ページにあるように、次年度以降の財政需要に備えた財政調整基金原資の積み立て及び東日本大震災復興のための推進基金原資の積み立てなどにより、13億1,510万5,000円を追加します。

3款民生費では、議案資料10ページから11ページになりますが、子ども手当などの各種事業の実績に基づく過不足の調整などにより、4億8,850万2,000円を減額し、4款衛生費では、議案資料11ページにあるとおりで、平成24年1月1日に施行された放射線物質汚染対処特別措置法に基づき、汚染焼却灰等の指定廃棄物の処理を国の委託により、平成24年度に実施することに伴う放射能対策事業の減額のほか、各種事業の過不足調整により、3億598万4,000円を減額します。

5款労働費では、緊急雇用創出事業の事業確定に伴う調整により、総額で6,236万1,000円を減額し、10款教育費では、議案資料の13ページですが、国の第3次補正予算に伴う小学校、中学校の耐震改修事業の前倒し実施による追加、稲村公民館建設事業の事業費確定に伴う調整などにより、合わせて7億8,786万円を追加します。

11款災害復旧費では、事業費の確定に伴う過不足調整により6,971万3,000円を減額し、14款予備費において、歳入との差額4,401万9,000円を追加します。

これにより、歳入歳出それぞれ12億1,488万

5,000円を追加し、平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出予算総額を444億6,905万4,000円とするものであります。

また、今回の補正予算におきまして、新たに1件の継続費補正及び18件の繰越明許費の設定を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

20番、平山啓子君。

20番（平山啓子君） すみません、一つだけ質問をお願いいたします。補正予算執行計画書の中から、一つだけ質問いたします。

ページ13ページ、5款労働費の中から労働対策費、411事業の中から、若年者人材育成事業が4,735万8,000円の減額になっておりますけれども、この事業の内容をお知らせいただきたいと思えます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 労働費の減額補正の内容ということでご質問いただきました。

ご質問いただきました若年者人材育成事業につきましては、市内の二つの企業といますか工場、若い人を緊急的に雇用して、その技術の継承とか、新しい分野の仕事等を、IT関連の事業ですけれども、それを委託で実施をするという内容で、当初予算に計上させていただいたわけですが、去年の3月の地震によりまして、その計画をしていた企業、工場そのものが被災をしてしまったということで、若年者の雇用事業については取り組めなかったということで、金額、大きい金額になってございますが、結果的にはゼロというふうな形になってしまったということでございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 20番、平山啓子君。

20番（平山啓子君） この新規事業で委託料として8事業が取り組まれているところなんですけれども、その中の予算で約半分がこれを占めているわけなんです。3.11が原因によるとありましたけれども、その後、その違う企業にできなかったのかということと、また、これによって今若年者がかなり雇用が逼迫しているわけなんですけれども、これについて一応、何人ぐらいの人数を見越していたのでしょうか。それと24年度につきましても、またこの事業を継続するのかどうか、お願いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 当初で見込んでおりました採用人数につきましては、二つの先ほど言いました工場なんです、それぞれ3人ずつということで、6人を雇用というふうな当初の計画でございました。

それにかわって、その後別な企業等でどうだということでご質問いただきましたが、9月の段階で、さらに国のほうの追加補正を受けまして、取り組める事業につきましては、震災関連の新規雇用ということで、ほかの事業は当然追加でやってございますが、この若年者につきましては、新規学卒で未就職の方が対象ということで、なかなか企業のほうでも、年度の途中で取り組むというのもちょっとできないというふうな状況でございました。

24年度につきましては、やはりこの若年者雇用については、今のところちょっと難しいという状況でございます。

議長（君島一郎君） 20番、平山啓子君。

20番（平山啓子君） ありがとうございます。

やはりかなりの今、就職が厳しい中で、ぜひとも、この新規事業にも前向きに、24年度取り組んでいていただきたいと思います。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 今回のこの補正は、国の第3次補正予算に伴う事業の前倒しの実施というふうな説明がなされていましたが、この国の第3次補正予算で、2011年の11月におくられて成立したんだと思います。この補正予算ですけれども、国の補正予算。実際に交付税で、被災地の地方負担に充てる震災復興特別交付金というようなものが別枠とか、一括交付金、使い勝手のいいような一括交付金がなされるとかというような、その辺で、新聞報道とか大したもので入れている情報ではありませんけれども、そのようなものが、その国の第3次補正予算に伴う事業としてどのように入れ込んであるのか。簡単にならないかもわからないんですけれども、簡単に説明をしていただけないですか。

それと、今回のこの補正予算は、今、事業が確定したので、もう機械的に作業をして確定してこの金額というふうにしてきたものと、そうでなく、何らかの、市長が新しくなりましたので、市長の意向を酌んで、この補正予算のところにも何か反映をしたというもの。当初予算はそういう説明を受けたんですけれども、この補正のところから何か、市長のほうからの指示というのがあったのかどうか、聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 国の第3次補正予算の詳細な概要については承知しておりませんが、今回の国のこの補正予算を受けまして、市としては、今回災害という局面の中で、学校の耐震

化や災害復旧というものも進めてきた経過がございます。28年まで計画しております学校の耐震を特に進めるという中で、学校の体育館、校舎等の耐震化を前倒しで実施するというものだと思います。

さらに、市長の意向を酌んでというお話でございますけれども、これにつきましては、事業内容が、市長も災害復旧に取り組むという意向の中で、この予算編成の中で、3月補正においては、この分については、主に先ほど言いました学校の耐震化等に重きを置いた事業であるということで、特に市長からの意見はございませんでした。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） この国の第3次補正予算というのは、菅首相から野田首相にかわって、それで野党との調整がごたごたごたごたして、大幅におくれて出てきたということなんですけれども、国のほうとしては、こういうことができるよ、ああいうことができるよとかというふうに、国のほうで言っていたこととしては、たくさんいろいろ言われていたので、そういうようなものに市町村も影響してくるのかというふうに。逆にそういうものが使えるものがあるのかなと思っていたら、今まで予定していた、要するに耐震化を前倒ししたということに使っただけということが、この国の第3次補正予算に伴う事業の前倒しだということで、そのほかは何ら国の補正予算に関係していなかったのかなというふうに、一括交付金が出るとか、そういうような話も聞いたんですけども、そういうようなものは、本市としては関係がなかったんでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 今回の補正につきまし

ては、国の第3次補正を受けての部分につきましては、先ほど答弁いたしましたとおりでございます。一括交付金とは別な考えの中で3月補正を組んだということでございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） じゃ、それにあわせて、ついでに聞いてしまいますけれども、国は第4次補正まで組みましたよね。それに関してというのは、もうこの3月の補正のところには入れ込める余地というのは全然ないというような解釈でよろしいですか。

議長（君島一郎君）

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 国の第4次補正の内容のものについては、この3月補正では取り組んでおりません。

以上です。

議長（君島一郎君） ほかにございませんか。

9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 1点だけお聞かせ願いたいと思います。

執行計画書の11ページ、民生費の中で、2項3目の委託料として、認可保育園運営費3,800万何がし減額になっておりますけれども、この理由をお聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） お尋ねの民生費2項3目認可保育園の運営費の委託料が減額になっている理由でございますけれども、民間の認可保育園に入所する児童数が当初の見込みよりも減ったということでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） ほかにないようですので、
質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

討論ございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 討論がないようですので、
討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認め、討論を終
結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号については、原案のとおり決するこ
とで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号～議案第4号の上程、

説明、質疑、討論、採決

議長（君島一郎君） 次に、お諮りいたします。

日程第11、議案第2号 平成23年度那須塩原市
国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から日
程第13、議案第4号 平成23年度那須塩原市介護
保険特別会計補正予算（第3号）までの3件を一
括議題といたしたいと思えますますが、異議ござ
いせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第4号までの3件
を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（松下 昇君） 議案第2号から第4号ま
での3件につきましては、一括して提案のご説明
を申し上げます。

まず、議案第2号 平成23年度那須塩原市国民
健康保険特別会計補正予算（第3号）について申
上げます。

議案書は4ページ、議案資料16から18ページと
なります。

今回の補正は、年度末を控え、事業費の過不足
調整等について予算措置を行うものであります。

まず、歳入では、9款繰入金で、一般会計繰入
金を53万3,000円追加いたします。

次に、歳出では、1款総務費において、共済負
担金率変更に伴い、職員給与費134万円を追加す
る一方、コピー機のパフォーマンス料などが当初
の見込みを下回ったことから、一般管理費80万
7,000円を減額することにより、差し引き53万
3,000円を追加するものであります。

これらにより、歳入歳出それぞれ53万3,000円
を追加し、補正後の予算総額を130億1,776万
9,000円とするものであります。

次に、議案第3号 平成23年度那須塩原市後期
高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
申し上げます。

議案書は5ページ、議案資料は19から20ページ
となります。

今回の補正は、年度末を控え、事業費の過不足
調整等による予算措置を行うものであります。

まず、歳入では、2款繰入金において、一般会
計繰入金を1,191万4,000円減額いたします。

次に、歳出では、1款総務費において、共済負
担金率変更に伴う職員給与費7万5,000円と、市
長名の変更に伴う督促状等の印刷費20万3,000円
の合計27万8,000円を追加する一方、2款後期高

齢者医療広域連合納付金において、保険基盤安定制度繰入金の額の確定に伴い、1,219万2,000円を減額するものであります。

これらにより、歳入歳出それぞれ1,191万4,000円を減額し、補正後の予算総額を7億969万4,000円とするものであります。

最後に、議案第4号 平成23年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算(第3号)について申し上げます。

議案書は6ページ、議案資料は21から22ページとなります。

今回の補正は、年度末を控え、決算を見込んだ事業費の過不足調整等について予算措置を行うものであります。

歳入については、3款国庫支出金に、介護保険制度改正に伴うシステム改修費に対する介護保険事業費補助金262万5,000円を追加する一方、7款繰入金において、一般会計繰入金152万2,000円を減額をいたします。

また、歳出では、1款総務費の総務管理費において、職員給与費73万8,000円を、介護保険制度改正に伴うシステム改修費525万円をそれぞれ追加する一方、第5期高齢者福祉計画策定のための日常生活圏域ニーズ調査の委託料212万6,000円を減額するほか、介護認定審査委員会費において、認定調査事務費300万円の減額などにより、合わせて110万3,000円を追加いたします。

これらにより、歳入歳出それぞれ110万3,000円を追加し、補正後の予算総額を60億3,207万9,000円とするものであります。

以上3件につきまして、よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長(君島一郎君) 説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

議長(君島一郎君) 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長(君島一郎君) 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長(君島一郎君) 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長(君島一郎君) 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号から議案第4号までの3件については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長(君島一郎君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第4号までの3件については、原案のとおり可決されました。

議案第5号～議案第7号の上程、

説明、質疑、討論、採決

議長(君島一郎君) 次に、お諮りいたします。

日程第14、議案第5号 平成23年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算(第4号)から日程第16、議案第7号 平成23年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算(第4号)までの3件を一括議題といたしたいと思っておりますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長(君島一郎君) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号から議案第7号までの3件

を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（増田 徹君） 議案第5号から議案第7号までの3件につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第5号 平成23年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

議案書7ページ、議案資料23ページから25ページです。

今回の補正は、年度末を控え、各種事務事業費の決定等に伴う事業費の過不足の調整等について予算措置を行うものであります。

まず、歳入につきましては、1款分担金及び負担金で、受益者負担金の賦課減により292万8,000円を減額します。

4款繰入金では、一般会計繰入金を630万3,000円減額します。

6款諸収入では、大型宿泊施設の区域外流入の接続により、下水道事業協力金を265万2,000円追加します。

7款市債では、公共下水道事業債及び流域下水道事業債を、合わせて1,260万円減額します。

次に、歳出につきましては、1款下水道管理費において、職員給与費110万円を、また、消費税の年度内中間納付による公課費846万8,000円をそれぞれ追加する一方、放射能濃度の影響により、黒磯水処理センター脱水汚泥の民間処分委託ができなくなったため、委託料1,400万円などを減額することにより、差し引き583万9,000円を減額します。

2款下水道建設費では、東那須野処理分区区画整理事業合供施工分負担金の確定により、973万7,000円を減額します。

3款流域下水道費では、北那須浄化センター設置負担金の事業費の確定に伴い、建設負担金360万3,000円を減額します。

これらにより、歳入歳出それぞれ1,917万9,000円を減額し、補正後の予算総額を27億2,626万8,000円とするものであります。

なお、これらの予算補正のほか、公共下水道建設事業、特定環境保全公共下水道建設事業の一部において、地元関係者及び関係機関との調整に不測の日数を要したことなどにより、着工がおくれたことから、4件の繰越明許費を設定するものであります。

次に、議案第6号 平成23年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

議案書8ページ、議案資料は26ページです。

今回の補正は、保留地の売払い金が当初の見込み額に達しないことから、その不足分を一般会計から繰り入れるためのもので、歳入において、1款事業収入で1億5,254万8,000円を減額し、2款繰入金に同額を追加するものであります。

なお、今回の補正は、事業収入の減額分を繰入金で調整するものでありますので、歳入歳出予算総額に変更はありません。

最後に、議案第7号 平成23年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

議案書9ページ、議案資料は27ページから28ページとなります。

今回の補正は、年度末を控え、事業費の過不足調整等による予算措置を行うものであります。

まず、歳入では、2款事業収入で、温泉特別使用料256万1,000円を追加する一方、温泉事業建設費の工事設計委託料の減により、7款市債で温泉事業施設改良事業債1,200万円を減額します。

次に、歳出では、1款温泉事業管理費に職員給与費5万2,000円を追加する一方、2款温泉事業建設費で上、中塩原温泉管理事業、施設改良事業775万8,000円を、3款公債費で地方債利子償還金165万4,000円をそれぞれ減額するほか、4款予備費で7万9,000円を減額します。

これらにより、歳入歳出それぞれ943万9,000円を減額し、補正後の予算総額を1億5,558万2,000円とするものであります。

また、これら予算補正のほか、温泉事業建設費において、事業の年度内完了が見込めないことから、5件の繰越明許費の設定をするものであります。

以上、3件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 先ほどの諸収入のところの雑入ですけれども、大型施設の流入のため、下水道事業協力金を265万2,000円受けておりますけれども、この大型施設というのはどういう施設なのか。どういう状態で下水道に接続しているものなのか。それを聞かせてください。

それとあと、歳出のほうの2項の水処理センターの施設維持管理費のところ、委託料が、放射能汚染で民間に委託できなくなったため、その維持管理費が減額だということですが、この民間の部分は、減額した部分だということはわかります。でも、資源化工場のほうにその分出していると思いますので、両方合わせてどのぐらいにふえたとか、減ったとかという部分のところも、これに伴って聞かせてください。

それとあと、流域下水道のところ、流域下水道建設負担金ということで、北那須の事業確定に

伴いということなので、これは大田原のところにある下水処理場のところだと思うんですけども、処理場と、管渠部分はわかるんですけども、資源化工場分担金という部分のところも書いてあるので、そうすると、あそこの宇田川でしたっけかの処分場の建設に伴って、この資源化工場の分担金というのも変動するということになって、ここに書かれているのかどうかの説明をしてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（岡崎 修君） 3点ほどございました。お答えいたします。

まず、大型施設、これにつきましては、西那須野地内のビジネスホテルが、特環下水道の区域内にありました。それにつきましては、区域外流入の協議をいたしまして、区域外の流入ができるということで、協力金という形で納入された金額でございます。

また、次に、資源化工場の汚泥の処理につきましては、まず、本年はご承知のように、例年であれば、汚泥の約半分ずつをリスクを分散するために、資源化工場と民間の工場に分けて処分しております。今年度はご存じのように震災がありまして、受け入れがしてもらえないということで、ほぼ全量を資源化工場のほうに搬入するというところで、その分ということで、全体的には1,800トンぐらいあるうちの半分ずつを考えていた、それがほぼ全量資源化工場に行くということで減額されると。その分資源化工場に行く分の費用はということではありまじょうが、まず、資源化工場の分は、協定に基づいて支払っております。今年度行った分につきましては、23年度の実績を見て、最終的には25年度にその金額が反映されるという形になります。

最後に、流域下水道の建設負担金ということであります。これにつきましては、資源化工場にも流域の汚泥が持って行ってあります。その構成の一つとして、県のほうもそれを負担するというところであります。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） まず、下水道事業協力金、特環区域であったので、協議の上、流入を認めたということで、ビジネスホテルだということで、今まででしたら、何らかの自分のところでの浄化槽をまず設置していたのかなと思うんですけども、今回はどういうふうに自分のところの浄化槽である程度処理して、それを流入させるということにしているのか、そのまま今までの施設を使うのではなく、直接流入させるということにしたのか。その辺のところをちょっと確認したいので、聞かせてください。

それと、流域下水道のところ、資源化工場のところ、今回の放射能汚染で、あそこに放射能の汚染されたものが戻ってきておりますけれども、それとは全然、こら辺の負担金は連動しないということによろしいですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（岡崎 修君） まず、先ほどの施設であります。これは新設された施設でございます。考え方としますと、本来受益者負担金に相当する部分、これは区域外ですので、その部分についてはいただくということで、当然その部分の費用が基本になりまして、ただ、ますの設置が、ホテル側がするという部分を差し引いた金額が、協力金という形で支払われてございます。

また、流域下水道につきましても、やはり私どもの水処理センターと同じような形で、負担につ

きましては、この溶融スラグにつきましては、この中には入ってございません。

以上です。

議長（君島一郎君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） ほかにないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号から議案第7号までの3件については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号から議案第7号までの3件は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ここで昼食のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 1時00分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第8号の上程、説明、質疑、

討論、採決

議長（君島一郎君） 次に、日程第17、議案第8号 平成23年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 議案第8号 平成23年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第4号）について、提案のご説明を申し上げます。

資料の29ページです。

今回の補正は、まず収益的収入において、2項営業外収益の雑収益で、業務委託料の額の確定に伴い66万4,000円を減額し、補正後の予定額を24億3,835万9,000円とするものであります。

また、収益的支出においては、1項営業費用の原水及び浄水費で、動力費や薬品費の額の確定に伴い500万円を、配水及び給水費で、業務委託料の額の確定に伴い500万円を、総係費で業務委託料の額の確定に伴い517万5,000円をそれぞれ減額する一方、基礎年金拠出金に係る公的負担金率の改正により法定福利費が不足したため、原水及び浄水費で35万円を、また配水及び給水費で21万円を、総係費で16万円をそれぞれ追加することにより、補正後の予定額を23億3,330万2,000円とするものであります。

次に、資本的収入においては、事業費の額の確定に伴い、1項企業債で借入額9,150万円を、6項補助金で430万円をそれぞれ減額し、補正後の予定額を8億4,705万9,000円とするものであります。

また、資本的支出においては、1項建設改良費の浄水設備費で、工事費の額の確定に伴い700万円を、配水設備拡張費で業務委託料負担金の額の

確定及び配水管整備による工事費の額の確定に伴い、2億590万9,000円をそれぞれ減額する一方、基礎年金拠出金に係る公的負担金率の改正により、法定福利費20万円を追加することにより、補正後の予定額を17億7,018万3,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第8号については、原案のとおり決することと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（君島一郎君） 次に、日程第18、議案第44号 契約の締結についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（松下 昇君） 議案第44号 契約の締結について、提案のご説明を申し上げます。

議案書66ページ、議案資料133ページとなります。

本案は、旧西那須野清掃センター解体撤去工事に係る契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。

本件解体撤去工事は、那須塩原クリーンセンターの竣工に伴い、平成21年3月31日に閉鎖した旧西那須野清掃センターの焼却施設を対象に行うものであります。

今回、解体撤去を行う施設は、昭和56年12月と平成6年3月に竣工した准連続燃焼式ごみ焼却炉及び平成6年3月に竣工したりサイクル施設で、工事の施行に当たり、去る1月27日に事後審査型条件つき一般競争入札を行った結果、前田・宮沢特定建設工事共同企業体が3億4,230万円で落札いたしましたので、契約を締結するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） 締結についてですけれども、大変30%も引いていただきまして、安くやっただけありがたいと思うんですけれども、この入札、最低制限価格を多分設けてあると思うんですけれども、その率をお願いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 現在、市が実施しております条件つき一般競争入札におきましては、すべて電子入札でやっておりますけれども、こういった中では予定価格は公表しておりますが、調査基準価格、要するに下のほうですね。この価格を下回った場合には落札できませんよというような基準を設けてやっております。調査基準価格というものを設けてやっているんですが、それについては公表しておりません。

それと考え方は同じなんですけれども、今回のこの入札につきましては、予定価格は公表しておりますが、調査基準価格については公表していないというところでございます。

議長（君島一郎君） 3番、松田寛人君。

3番（松田寛人君） はい、わかりました。公表していないということなんですけれども、県のほうでは公表している部分があると思うので、今後那須塩原市もそういった関係上、できることならば公表していただきたいということを申し上げます。

それと、できればいいんですけれども、設計書、Y1からY3までの内訳ですか、もし提出できるのでしたら見せていただきたいと思いますので。以上でございます。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（三森忠一君） 適正な入札という中では、競争性とか透明性とか公平性というものが求められています。こういった中で、透明性につきましては入札結果の公表ということで、ただいま議員おっしゃいますように、県においては公表しているという状況があるようでございますので、これらについては、今後県のほうとも調査など行いまして、研究させていただきたいと思います。

設計書については、現段階で私のほうで見せる、見せないはちょっと判断つきませんが、そ

れについても検討させていただきたいと思います。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） この契約の名称を見てもらうと、解体撤去工事というふうになっております。その解体と撤去のところで仕様書で、ダイオキシンが発生している施設ですので、その辺のところの、そこで解体をする作業員のダイオキシンの暴露を防ぐためという部分のところも、きちんと見込んだ工事費になっているというふうに解釈してよろしいかどうかをお聞きいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 解体に当たりましたのダイオキシンに対しての作業員の健康に関しましては、第一番に、作業に当たった健康の基本理念というか、そういう形で提示しております。それはその形で含まれるということになります。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） どういうときでもそうなんですけれども、そういうものを入れて発注していても、実際にそのとおりにやられているかどうかという部分のところの確認をするということがとても大切だと思いますので、その辺はどのようになっていますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） この管理の件でありますけれども、既に契約をしておりますが、これは工事に当たります管理業務委託ということで、専門業者をお願いをするということで監視をしていくということでありませぬ。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） きっと管理業務は委託しているんだろうなと思いますけれども、委託していて、それがきちんとしているのかの最終的な確認は市がしなければなりませんので、任せっ放しにはしないようにということを申し添えて、私の質疑を終わります。

議長（君島一郎君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第44号については原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第19、議案第20号 那須塩原市長の給料月額の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 議案第20号 那須塩原市長の給料月額の特例に関する条例の制定について、提案のご説明を申し上げます。

資料はございません。

本案は、私の公約の一つである市長の給料、退職手当の減額を目的に条例を定めるものであります。

条例案の内容について申し上げますと、平成24年4月1日に在職する市長の任期中の在職期間における給料月額を、那須塩原市長等の給与及び旅費に関する条例により定めた額から100分の30を減じた額とするほか、任期満了時の退職手当の額をゼロ円に近づけるため、退職手当の計算のもととなる平成28年1月21日における給料月額を1円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

議案第21号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第20、議案第21号 那須塩原市暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案説明を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 議案第21号 那須塩原市暴力団排除条例の制定について、提案のご説明を申し上げます。

議案書の23から26ページで、資料はございません。

本案は、全国的な暴力団排除の機運の高まりを受け、市、市民及び事業者が一体となって暴力団排除を推進し、安全で平穏な市民生活を確保する

とともに、社会経済動向活動の健全な発展に寄与することを目的に条例を制定するものであります。

条例の内容について申し上げますと、基本理念といたしまして暴力団を利用しないこと、暴力団に資金を提供しないこと、暴力団を恐れないことの3点を掲げ、暴力団排除に関する市及び市民等の責務を明らかにするものであります。

具体的には、市の責務として、基本理念にのっとった暴力団排除に関する施策の推進と、青少年に対する教育のための措置を、また市民及び事業者の責務として、市が実施する暴力団排除に関する施策への協力と暴力団員等に対する金品等の供与の禁止などを定めるものであります。

今後におきましては、本条例に基づき、市民及び事業者と一体となった暴力団の排除に関する施策を推進し、安全で安心なまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

議案第22号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第21、議案第22号 那須塩原市東日本大震災復興推進基金条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案説明を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 議案第22号 那須塩原市東日本大震災復興推進基金条例の制定について、提案のご説明を申し上げます。

議案書の27、28ページです。

本案は、東日本大震災からの復興を図るための事業の財源とすることを目的とした基金の設置に

つきまして、条例を制定するものであります。

この基金については、国が特定被災地方公共団体に対して特別交付税として措置するもので、栃木県において40億円が措置され、その2分の1を県内各市町に配分するものであります。

当市においては、そのうち1億1,000万円余りが配分される見込みであり、これを基金に積み立て、今後震災復興のための幅広い事業に有効に活用してまいりたいと考えております。

よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

議案第23号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第22、議案第23号 那須塩原市立箒根中学校整備基金条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案説明を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 議案第23号 那須塩原市立箒根中学校整備基金条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

議案書27ページ、30ページであります。

本案は、那須塩原市箒根中学校の施設、設備、備品等を整備するための基金を設置することにつきまして、条例を制定するものであります。

昨年8月30日に箒根中学校の学校林を公売した結果、市のとり分としまして1,351万3,920円の収入がありましたので、これを基金として積み立てて管理し、今後箒根中学校の整備のための事業の財源に充てるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

議案第24号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第23、議案第24号 那須塩原市希少野生動植物種の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案説明を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 議案第24号 那須塩原市希少野生動植物種の保護に関する条例の制定について、提案のご説明を申し上げます。

議案書の31ページから39ページにあります。

本案は、市内に生息または生育する希少野生動植物種の個体や、その生息地、または生育地を、市及び市民が協働して適切に保護することにより、市民共有の財産である健全な自然環境を次代に継承することを目的に、条例を制定するものであります。

これまで、市における希少野生動植物種の保護については、黒磯市希少な野生動植物の保護に関する条例を暫定施行し、黒磯地区において保護活動を行ってまいりましたが、平成17年度から西那須野地区及び塩原地区において実施してきた動植物実態調査事業の調査結果がまとまったことから、これをもとに新たに条例を制定して、保護活動を市内全域に広げるものであります。

条例案の主な内容について申し上げますと、第3条において市の責務を、第4条及び第5条において市民等及び事業者の責務をそれぞれ定め、第18条においては、希少野生動植物種の個体の生息地等を保全するため、その土地の関係者と市による保全協定の締結について定めるものであります。

また、第26条から29条までは罰則規定となって

おり、本条例の規定に違反した者に対して懲役を含む罰則を適用させることで、強制力の確保をしたいと考えております。

なお、本条例は本年4月1日付で一部施行した後、10月1日付で全部の施行し、同日付で暫定条例を廃止いたします。

よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

議案第25号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第24、議案第25号 非常勤の職員及び学校医等に係る公務災害補償事務を栃木県市町村総合事務組合で共同処理することに伴う関係条例の整理についてを議題といたします。

本案について提案説明を求めます。

副市長。

副市長（増田 徹君） 議案第25号 非常勤の職員及び学校医等に係る公務災害補償事務を栃木県市町村総合事務組合で共同処理することに伴う関係条例の整理について、提案のご説明を申し上げます。

議案書40ページ、議案資料96ページです。

本案は、平成24年4月1日から市立学校の学校医等のその他非常勤職員の公務災害補償等の事務を、栃木県市町村総合事務組合で共同処理することに伴う関係条例の整理に関する条例案であります。

条例案の内容について申し上げますと、事務の共同処理移行に伴い、これまで設置されていた公務災害認定委員等の非常勤特別職を廃止することから、第1条において、那須塩原市特別職の職員

で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

また、第2条において、市における事務その他のものが廃止となる非常勤の職員及び学校医等に係る公務災害補償等に関する2本の条例を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

議案第26号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第25、議案第26号 那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案説明を求めます。

副市長。

副市長（増田 徹君） 議案第26号 那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

議案書41ページから43ページ、議案資料97ページから100ページです。

今般、人事院規則が改正され、これまで取得日数に上限が設けられていなかった国家公務員の病気休暇について、その上限日数が90日とされました。

本案は、この改正を踏まえ、本市の病気休暇についても国家公務員との均衡並びに職員に対する健康管理及び服務管理の観点から、国と同様、公務上の疾病等を除いてその上限日数を90日とするため、病気休暇について規定する那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正するものであります。

また、今般東日本大震災の被害の状況を踏まえ、国においては、国家公務員が地震等の災害で被災した際の特別休暇の取得要件として、被災した職員及び職員と同一世帯の者の生活に必要な水・食料等の確保を行う場合を追加したところです。

本市においても、国家公務員との均衡を保つ観点から、国と同様の措置を講ずるものとして、特別休暇について規定する同条例の一部をあわせて改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

議案第27号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第26、議案第27号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案説明を求めます。

副市長。

副市長（松下 昇君） 議案第27号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

議案書44ページ、議案資料101ページとなります。

本案は、現行条例において規定されている非常勤特別職の名称の変更及び廃止について、所要の改正を行うものであります。

改正の内容について申し上げますと、まず、別表中の英語指導助手の名称を外国語指導助手に改めるものでありますが、これは教育現場における、いわゆるALTの名称が広く外国語指導助手と使

用されていることから、現状に合わせたものとするものであります。

また、本年4月1日から、市図書館の運営管理が指定管理者へ移行することに伴い、市教育委員会から図書館専門員を任命することがなくなることから、条例別表からこれを削除するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

議案第28号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第27、議案第28号 那須塩原市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案説明を求めます。

副市長。

副市長（増田 徹君） 議案第28号 那須塩原市職員の給与に関する条例等の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

議案書45ページから46ページ、議案資料は102ページから113ページです。

本案は、平成23年の人事院勧告等を受け、那須塩原市職員の給与に関する条例などの4本の条例を一部改正することについて、一括して1本の改正条例として提案するものであります。

主な改正の内容について申し上げますと、第1条は、那須塩原市職員の給与に関する条例の一部改正で、職員の勤務1時間当たりの給与額の算出方法について、労働基準法に準じた計算方法に改正するものであります。

第2条及び第3条は、那須塩原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正で、

第2条においては平成24年度の給与の切りかえに伴う経過措置、いわゆる現給保障額を2分の1削減するもので、削減額の上限は1万円とするものです。

また、第3条は、現給保障額を平成25年3月をもって廃止するものであります。

なお、附則において、第1条で改正しました勤務1時間当たりの給与額の算出方法の変更に伴い、那須塩原市職員の育児休業等に関する条例及び那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

議案第29号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第28、議案第29号 那須塩原市税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案説明を求めます。

副市長。

副市長（増田 徹君） 議案第29号 那須塩原市税条例の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

議案書47ページから48ページ、議案資料114ページから116ページです。

本案は、景気対策関連法及び震災復興財源確保関連法の施行を受けて、これらとの整合性を図るため市税条例の一部を改正するものであります。

主な改正の内容は、県たばこ税の一部が市たばこ税に税源移譲されることに伴い、平成25年4月1日以後に売り渡される分からの市たばこ税を、旧3級品以外については、1,000本当たり4,618円

から5,262円に、旧3級品については、1,000本当たり2,190円から2,495円にそれぞれ改めるものであります。

また、個人市民税においては退職所得に係る税額から10%を控除する特別措置を、平成25年4月1日から廃止するとするほか、東日本大震災復興の財源確保を目的として、平成26年度から平成35年度までの10年間、均等割額を500円増の3,500円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

議案第30号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第29、議案第30号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案説明を求めます。

副市長。

副市長（増田 徹君） 議案第30号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

議案書49ページ、議案資料117ページです。

本案は、都市計画税の暫定税率の適用期間をさらに2年間延長するため、条例の一部を改正するものであります。

都市計画税の税率につきましては、3市合併時に本則税率0.3%、暫定税率0.2%に統一し、現在に至っております。

また、平成22年度においては、課税区域を用途地域に統一するとともに、暫定税率を本年度までに2年間延長するよう条例を改正し、その後の税率については、市総合計画後期基本計画で策定す

る事務を勘案した上で検討することとしておりました。

この方針のもと、現在策定を進めております後期基本計画案における事業を確認しましたところ、当面、都市計画に関する大きな事業は予定されていない状況にあることから、都市計画税の税率につきましては、本則税について0.3%、暫定税率0.2%にそれぞれ据え置き、その適用期間を平成25年度までの2年間延長するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

議案第31号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第30、議案第31号 那須塩原市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案説明を求めます。

副市長。

副市長（松下 昇君） 議案第31号 那須塩原市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

議案書50ページ、議案資料118から119ページとなります。

本案は、国民健康保険高額療養資金の貸付制度について、利用者の利便性向上を図ることなどを目的に条例の一部を改正するものであります。

この制度は、高額療養費の受給対象である被保険者に対し、医療機関に支払う費用を貸し付けるもので、現在の制度は、高額療養費の支給額に応じて貸付限度額を定めているほか、国民健康保険税の滞納者は貸し付けを受けることができないものとなっております。

そこで、利用者の利便性向上を図るため、貸付限度の率を、高額療養費支給額にかかわらず支給額の100分の90に統一するほか、国保税滞納者に対しても貸し付けが可能となるよう、条例の一部を改正するものであります。

ただし、国保税滞納者については、貸付限度の率を支給額の100分の50とし、申請の際に納税相談の機会を設けて収納率の向上も図ってまいりたいと考えております。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

議案第32号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第31、議案第32号 那須塩原市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案説明を求めます。

副市長。

副市長（松下 昇君） 議案第32号 那須塩原市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

議案書51ページ、議案資料120ページとなります。

本案は、後期高齢者医療制度における保険料の延滞金に関する規定を改めるため、条例の一部を改正するものであります。

現在、条例においては保険料の延滞金の率を地方税法及び那須塩原市税外収入金に係る延滞金徴収に関する条例に規定されたものと同率である、年14.6%と定めております。

しかし、それら法令などにおいて定められている納期限から1カ月間の期間については、延滞金

の率が年7.3%に軽減されるという規定はありません。

そこで、他の延滞金に関する規定との均衡を図るため、本制度における延滞金の取り扱いを延滞金徴収条例の規定を適用するよう改めるため、条例を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

議案第33号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第32、議案第33号 那須塩原市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案説明を求めます。

副市長。

副市長（松下 昇君） 議案第33号 那須塩原市介護保険条例の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

議案書52から53ページ、議案資料121から122ページとなります。

本案は、本定例会会期中に提案を予定しております第5期那須塩原市高齢者福祉計画に基づき、平成24年度から平成26年度までの第1号被保険者の保険料率を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

保険料率は、介護保険運営協議会の答申に基づき、介護サービスの見込み量などを勘案して設定するものであります。施設整備等を伴う給付費の増加、介護報酬の引き上げや第1号被保険者の負担割合の上昇などの要因により、率の引き上げは避けられない状況となっております。

市では、保険料の上昇をできるだけ抑えるため、

介護保険財政調整基金を取り崩し、保険料の基準額、年額4万8,000円から必要最小限の増となります。5万4,000円に設定するとともに、負担段階を細分化することによって低所得者の負担軽減が図れるよう、保険料率を設定するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

議案第34号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第33、議案第34号 那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案説明を求めます。

副市長。

副市長（松下 昇君） 議案第34号 那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

議案書54ページ、議案資料123ページとなります。

本案は、民法等の一部を改正する法律の施行により、未成年後見人として法人を選任することができるようになったため、小規模特定事業の認可申請者に係る欠格事項の規定中、法定代理人の範囲を法人とその役員まで広げるため、条例の一部を改正するものであります。

また、常用漢字表の改定による字句の改正をあわせて行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

議案第35号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第34、議案第35号 那須塩原市営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案説明を求めます。

副市長。

副市長（増田 徹君） 議案第35号 那須塩原市営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

議案書55ページ、議案資料124ページです。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、土地改良法の一部が改正され、これにより本条例において引用している同法の条項に変更が生じたことから、必要な改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

議案第36号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第35、議案第36号 那須塩原市黒磯都市計画事業那須塩原駅北士地区画整理事業施行に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案説明を求めます。

副市長。

副市長（増田 徹君） 議案第36号 那須塩原市黒磯都市計画事業那須塩原駅北士地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について、提案のご

説明を申し上げます。

議案書56ページ、議案資料125ページから126ページです。

本案は、平成23年7月1日付栃木県公告で非線引き都市計画区域の変更がなされ、黒磯都市計画区域から那須塩原都市計画区域に変更になったことにより都市計画の名称が変更され、条例の題名及び事業名称を変更するほか、引用する土地区画整理法の条項番号や事務所の所在地の変更などを行うため、条例の一部改正をするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

議案第37号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第36、議案第37号 那須塩原市営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案説明を求めます。

副市長。

副市長（増田 徹君） 議案第37号 那須塩原市営住宅条例の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

議案書57ページから58ページ、議案資料127ページから129ページです。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、これまで国の基準で定められていた市営住宅に入居する際の収入基準を、事業主体が条例において定めることになったことから、市営住宅条例の一部を改正するものであります。

改正内容について申し上げますと、現在入居収

入基準につきましては、公営住宅法施行令において規定された金額としておりますが、これを規則で定める金額と改めるものであります。

なお、規則においては、現在運用している入居しに基準と同額を設定する予定であります。

また、あわせて、条例において引用している公営住宅法の条項番号の変更や文言の整理、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

議案第38号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第37、議案第38号 那須塩原市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の廃止についてを議題といたします。

本案について提案説明を求めます。

副市長。

副市長（松下 昇君） 議案第38号 那須塩原市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の廃止について、提案のご説明を申し上げます。

議案書59ページ、議案資料はございません。

本案は、平成21年度から平成23年度までの期間を対象に、介護報酬の引き上げに伴う第1号被保険者保険料の急激な上昇を抑制することを目的に、国の交付金を原資として設置しております、介護従事者処遇改善臨時特例基金を、本年3月31日をもって廃止することにより、条例の廃止をすることとなります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

議案第39号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第38、議案第39号 那須塩原市西那須野地区中心市街地活性化基金条例の廃止についてを議題といたします。

本案について提案説明を求めます。

副市長。

副市長（増田 徹君） 議案第39号 那須塩原市西那須野地区中心市街地活性化基金条例の廃止について、提案のご説明を申し上げます。

議案書60ページ、議案資料はございません。

本案は、西那須野中心市街地活性化事業の財源確保のために設置している西那須野地区中心市街地活性化基金につきまして、主要事業である中央通り整備事業、駅前広場整備事業及び市街地再開発事業等が完了し所期の目的を達成したことから、基金を廃止するものに伴い条例を廃止することとなります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

議案第40号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第39、議案第40号 那須塩原市塩原保健福祉センター条例の廃止についてを議題といたします。

本案について提案説明を求めます。

副市長。

副市長（松下 昇君） 議案第40号 那須塩原市塩原保健福祉センター条例の廃止について、提案のご説明を申し上げます。

議案書61ページ、議案資料130ページとなりま

す。

本案は、施設の老朽化や敷地が土砂災害防止法の警戒区域に指定されたことなどを受け、安全・安心の観点から、本年9月30日をもって塩原保健福祉センターを解体、廃止することとなったため、条例を廃止するものであります。

また、当センターの廃止に伴い、市の非常勤特別職である塩原保健福祉センター運営委員会委員を廃止するため、附則において、那須塩原市特別職で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

伴い、市の非常勤特別職である休日等急患診療所に係る当番医、運営委員会委員及び管理者を廃止するため、附則において、那須塩原市特別職で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時00分

議案第41号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第40、議案第41号 黒磯那須地区休日等急患診療所設置条例の廃止についてを議題といたします。

本案について提案説明を求めます。

副市長。

副市長（松下 昇君） 議案第41号 黒磯那須地区休日等急患診療所設置条例の廃止について、提案のご説明を申し上げます。

議案書62ページ、議案資料131ページとなります。

本案は、那須地区の救急医療体制の強化を図るため、本年7月1日に移転開設される那須赤十字病院内に那須地区夜間急患診療所が設置されることとなり、それに伴い、同日で那須黒磯地区休日等急患診療所を閉鎖することから、条例を廃止するものであります。

また、黒磯那須地区休日等急患診療所の閉鎖に

議案第9号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第41、議案第9号 平成24年度那須塩原市一般会計予算についてを議題といたします。

本案について提案説明を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 議案第9号 平成24年度那須塩原市一般会計予算について、提案のご説明を申し上げます。

議案資料の31ページから58ページであります。

まず、平成24年度の予算編成に当たりましての基本的な考えを申し上げます。

今回編成をいたしました予算は、私が市長に就任後初めてのものであります。今議会提出までの時間的制約により、公約に掲げた各種の政策を

反映させるための精査が困難な状況にありました。

このようなことから、できる限り市民サービスに支障を来すことのないよう、継続的に行わなければならない事務事業執行のための必要最低限の経常経費や法令等に基づく義務的経費などを中心として計上した骨格予算に加え、喫緊の課題への対応として、震災・防災対策、放射能対策事業などの政策的経費の一部についても盛り込んだ骨格的予算として編成したものであります。

平成24年度は、本市の持つ可能性を引き出し、市政のさらなる発展に向けたスタートの年として重要な位置づけにあるものと認識し、これまでの各種政策課題を十分に精査するとともに、持続可能な行財政運営を図るための行財政改革を推進し、喫緊の課題である震災・防災対策、放射能対策や再生可能エネルギー供給など、私が掲げてきた各種の政策を実現するための検討を十分に行った上で、次の議会において骨格的予算への肉づけについてご提案したいと考えております。

このような考えのもと策定いたしました平成24年度一般会計当初予算は、前年度当初予算額と比べ、率で2.38%、金額で9億6,000万円増の412億6,000万円であります。

主な予算の内容について申し上げますと、まず歳入では、1款市税において、先行き不透明な経済状況下にあるものの、国・県及び市の経済対策などにより経済状況は緩やかに回復するものと見込まれるため、議案資料33ページにあるように、市税収入を前年度当初予算と同程度となる183億2,971万6,000円を計上いたしました。

議案資料35ページ、中段の10款地方交付税では、53億7,000万円を計上し、前年度と比較して7,000万円を増額いたしました。

同じく議案資料37ページで、14款国庫支出金では58億9,289万2,000円を計上し、指定廃棄物処理

事業に伴う国からの委託金などにより、前年度と比較して8億9,634万6,000円を増額いたしました。

議案資料38ページ、15款県支出金では、24億5,354万4,000円を計上し、前年度と比較して7億8,220万2,000円を減額いたしました。

同じく議案資料の41ページで、21款市債では、26億8,950万円を計上し、前年度と比較して4億6,210万円を増額いたしました。

一方の歳出につきまして申し上げますと、2款総務費では、議案資料42ページです。市民参加による総合防災訓練の実施や災害に備えた備蓄品の購入及び指定避難所への災害時特設公衆電話設備などの防災対策推進費に、4,483万5,000円を計上いたしました。

3款民生費では、議案資料の45ページの中段ですが、障害者福祉費の中で、障害者の自立した生活支援のため、障害者福祉サービス費や自立支援医療費などに12億7,476万1,000円を、また、議案資料45ページの下段にあります在宅高齢者や要介護者の自立支援のための自立支援・生活支援事業に9,064万円を、小規模特別養護老人ホーム6事業所の開設準備のための介護基盤緊急整備等事業に5,640万円を、議案資料の46ページの下段にある認可保育園運営費に7億5,000万円を、家庭における子育て支援のための子育て相談センター運営費として1,109万1,000円を、議案資料47ページの上段にあります子ども手当費として21億円を、児童の健全育成、仕事及び子育ての両支援のための放課後児童クラブ整備事業及び放課後児童対策事業に1億6,516万7,000円をそれぞれ計上いたしました。

4款衛生費では、議案資料47ページの下段にあるように、市民の皆様の健康管理増進のため成人保健事業に1億6,202万1,000円を、子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン接種などの予防接

種事業に3億3,373万7,000円を、母子保健事業費に1億3,506万5,000円を、子どもたちの医療費支援のため、こども医療費助成事業に2億9,265万8,000円を、妊産婦の医療支援のため妊産婦医療費助成事業に3,503万8,000円をそれぞれ計上いたしました。

また、議案資料48ページの上段で、東京電力福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故による放射能対策事業として、市民の皆様の体内積算放射線を測定し、その後の健康管理に役立てるためのホールボディカウンター導入に4,725万円を、食品等放射線量測定に244万円を、那須塩原クリーンセンターの汚染された焼却灰等の指定廃棄物処理事業に13億5,787万1,000円を、乳幼児・小学校及び中学校の児童生徒を対象としたガラスバッジによる被曝量調査に2,803万4,000円を、都市公園や市営住宅の除染事業として2,328万3,000円を、学校給食食材の放射線量測定事業として429万5,000円を計上するなど、合わせて15億1,555万3,000円を計上いたしました。

5款労働費では、議案資料の49ページの上段にあるように、緊急雇用創出事業に1億9,008万9,000円を計上し、6款農林水産業費では、資料の49ページ下段にあります。農業者の経営規模拡大、改良、震災被災農業者への経済的支援として農業制度金融事業に1,270万7,000円を、畜産基盤の整備等を進めるため、畜産担い手育成総合整備事業に5,731万1,000円を、議案資料50ページの上段では、環境保全等の効果が高い営農活動に取り組む農業者への支援として、環境保全型農業直接支援対策事業に2,271万8,000円をそれぞれ計上いたしました。

7款商工費では、議案資料の51ページの上段ですが、東日本大震災緊急支援資金融資預託金事業に4億4,189万1,000円を計上し、8款土木費では、

議案資料52ページ中段ですが、小規模修繕などの道路維持管理事業に1億3,715万5,000円を、社会资本整備総合交付金事業に6億8,998万8,000円を、同じページの下段で、慢性的な浸水地区の解消のため、雨水排水整備事業に7,604万円を、議案資料53ページ、上段ですが、市道疎水通り線整備事業費に1億7,232万2,000円をそれぞれ計上いたしました。

10款教育費では、議案資料の54ページの下段ですが、不登校児童生徒の更生支援のため、宿泊体験管理運営事業に3,116万7,000円を、議案資料54ページ下段から55ページの中段には、小中学校耐震改修事業に2億321万6,000円を、子どもたちの学力実態を把握し基礎学力の定着を図るため、小中学校教育指導事業に1,685万円をそれぞれ計上いたしました。

12款公債費では、資料の57ページ中段ですが、元金利子の償還金として54億4,562万8,000円を計上いたしました。

なお、これら当初予算の詳細につきましては、平成24年度一般会計予算執行計画書及び議案資料のとおりであります。

よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願いを申し上げます。

ちょっと訂正をお願いします。読み間違っていましたので。44ページ、5款の労働費で緊急雇用創出事業に1億9,008万円を、私間違って900と言ったそうなので訂正をお願いいたします。

49ページの下段にありますけれども、畜産担い手育成総合整備事業に5,737万1,000円を、5,731万と言ったそうで、記憶にありませんけれども、ぜひご訂正をお願いいたします。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

議案第10号～議案第12号の

上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、お諮りいたします。

日程第42、議案第10号 平成24年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算から日程第44、議案第12号 平成24年度那須塩原市介護保険特別会計予算までの3件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号から議案第12号までの3件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（松下 昇君） 議案第10号から議案第12号までの3件につきまして一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第10号 平成24年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算説明について申し上げます。

議案書12ページ、議案資料59から66ページとなります。

国民健康保険は、国民皆保険を支える制度として大きな役割を果たし、地域住民の医療の確保と健康の増進に大きく寄与してきたところであります。

国民健康保険の置かれている現状は、少子高齢化の進展、医療技術の高度化などにより、医療給付費は増加傾向にあるにもかかわらず、被保険者の年齢構成は、65歳から74歳までの割合が平成23年12月現在で25.4%と4分の1を占めているほか、被用者保険の加入者が非自発的な失業などにより国保に移行するなど、困難な課題を構造的に抱えております。

平成24年度予算は、平成22年度の決算及び平成

23年度の医療給付状況などを分析し、計上したものであります。

まず、歳入につきましては、1款国民健康保険税において団塊世代の退職などによる国保加入者の増加と収納率の向上を見込み、前年度比8,915万3,000円増の38億942万5,000円を計上いたします。

3款国庫支出金は、一般被保険者数が減少傾向にあることから、前年度比1億6,993万2,000円減の31億5,697万8,000円を計上いたします。

4款療養給付費等交付金は、退職被保険者の増加に伴い、前年度比2億4,502万3,000円増の7億9,065万4,000円を計上いたします。

5款前期高齢者交付金は、前期高齢者の加入率によって各保険者間の財政負担を均衡に保つために交付されるもので、前々年度の精算分により変動がありますが、平成24年度は、前年度比3,402万9,000円減の16億671万円を計上いたします。

6款県支出金には財政調整交付金など5億8,357万9,000円を、7款共同事業交付金には高額療養費を対象に交付される保険財政共同安定化事業交付金など、13億5,476万3,000円をそれぞれ計上いたします。

また、9款繰入金には、職員給与や一般管理費など一般会計からの繰入金7億5,635万4,000円と、財政調整基金繰入金3億729万6,000円の、あわせて10億6,365万円を計上いたします。

次に、歳出につきましては、2款保険給付費に、前年度比1億3,861万4,000円増の79億996万3,000円を計上いたします。

また、3款後期高齢者支援金等に、後期高齢者医療制度に対する支援金として17億4,838万2,000円を計上し、5款老人保健拠出金は、老人保健制度が廃止され過年度分の医療費精算のみとなることから、大幅な減額となる210万円を計上いたし

ます。

6款介護納付金は、前々年度の精算分により変動がありますが、平成24年度は7,739万6,000円減の8億2,236万5,000円を計上いたします。

このほか、高額療養費共同事業のための拠出金として、7款共同事業拠出金に14億1,059万3,000円を、特定健康診査や疾病予防のための事業費として、8款保健事業費に1億2,477万円をそれぞれ計上いたします。

これらにより、予算総額を歳入歳出それぞれ、前年度比1億7,643万8,000円増の124億932万3,000円とするものであります。

なお、平成24年度当初予算は、収納率の向上を図り、財源の確保はもとより、医療費の適正化の推進など歳出の抑制にも努めてまいります。

次に、議案第11号 平成24年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

議案書13ページ、議案資料67から69ページとなります。

平成24年度の後期高齢者医療特別会計は、市の事務である後期高齢者医療保険料の徴収と窓口事務などに関する予算を計上するものであります。

まず、歳入につきましては、後期高齢者の増加により、1款後期高齢者医療保険料に前年度比8,864万2,000円増の6億1,491万円を計上し、2款繰入金に一般会計からの繰入金として1億8,935万9,000円を計上いたします。

また、歳出につきましては、1款総務費に2,109万8,000円を計上し、2款後期高齢者医療広域連合納付金においては、医療給付の増加により、前年度比1億174万6,000円増の7億8,217万4,000円を計上します。

これらにより、予算総額を、歳入歳出それぞれ前年度比1億297万5,000円増の8億668万4,000円とするものであります。

最後に、議案第12号 平成24年度那須塩原市介護保険特別会計予算について申し上げます。

議案書14ページ、議案資料70から76ページとなります。

平成24年度の介護保険特別会計は、本定例会会期中に提案を予定しております第5期那須塩原市高齢者福祉計画の初年度に当たることから、計画の着実な実現に向け、円滑で安定した介護保険事業運営を行うための予算を計上するものであります。

まず、歳入につきましては、1款保険料に、第1号被保険者保険料12億5,266万6,000円を、4款支払基金交付金に、第2号被保険者の保険料18億4,420万8,000円をそれぞれ計上いたします。

また、公費負担分として、3款国庫支出金に14億9,415万5,000円を、5款県支出金に9億6,293万2,000円をそれぞれ計上し、7款繰入金に介護給付費及び事務費等に対する一般会計及び財政調整基金などからの繰り入れ分、11億1,797万9,000円を計上いたします。

次に、歳出につきましては、1款総務費に職員人件費や保険料賦課徴収費、要介護認定に要する費用など1億7,275万6,000円を、2款保険給付費に63億1,439万8,000円を、3款地域支援事業費に各種介護予防事業や地域包括支援センターの運営に要する費用など、1億4,271万3,000円をそれぞれ計上いたします。

これらにより、予算総額を歳入歳出それぞれ、前年度比7億1,113万円増の66億7,328万5,000円とするものであります。

以上、3件につきましてよろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

議案第13号～議案第17号の

上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、お諮りいたします。

日程第45、議案第13号 平成24年度那須塩原市下水道事業特別会計予算から日程第49、議案第17号 平成24年度那須塩原市温泉事業特別会計予算の5件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号から議案第17号までの5件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（増田 徹君） 議案第13号から議案第17号までの5件につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第13号 平成24年度那須塩原市下水道事業特別会計予算について申し上げます。

議案書15ページ、議案資料77ページから79ページです。

本会計は、下水道事業の円滑な運営とその経理の適正を図ることを目的に設置したものであります。

平成24年度も引き続き、市街地周辺的生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図るための予算を計上するものであります。

予算計上の基礎となります汚水整備面積は、事業認可面積2,774.6haに対し2,091.4haまでの整備を見込み、下水道の整備総延長は汚水管が44万4,998.1mとなる見込みであります。前年度比で38.7haの面積増、5,383.0mの延長増となります。

予算の内容について申し上げますと、まず、歳入につきましては、1款分担金及び負担金で受益

者負担金賦課面積が減るため、前年度比1,489万4,000円減の1,908万4,000円を計上し、2款使用料及び手数料では下水道接続者の増加等により、前年度比450万7,000円増の9億960万4,000円を計上いたします。

3款国庫支出金は、管渠整備や塩原水処理センター最終沈殿池増設工事補助で、2億8,305万6,000円を計上いたします。

5款繰越金は昨年度と同額の500万円とし、6款諸収入は、市有地の線下補償等で102万3,000円を計上いたします。

7款市債では、管渠整備事業等の増加に伴い借入額がふえるため、前年度比1億1,900万円増の3億6,180万円を計上いたします。

このほか、4款繰入金では、一般会計からの繰入金として15億4,531万8,000円を計上いたします。

一方の歳出につきましては、1款下水道管理費において、放射能濃度の影響により民間への汚泥処分業務委託ができなくなり、全量を栃木県下水道資源化工場へ搬出することにより、持ち込み単価が大幅に上昇したこと、さらに継続事業の塩原水処理センター最終沈殿池増設工事の実施などに伴い、前年度比1億1,024万1,000円増の6億8,371万円を計上いたします。

2款下水道建設費においては、国道4号大原間歩道整備に伴う汚水管布設がえ及び既設汚水管撤去工事のほか、汚水管渠整備として鍋掛、下豊浦、上厚崎、東原、西富山、石林、二つ室、下永田などの面整備を推進するため、前年度比2億5,000万1,000円増の6億2,026万4,000円を計上いたします。

このほか、3款流域下水道費では、北那須浄化センター施設維持管理及び建設負担金として1億7,488万円を、4款公債費では、利子の減少により前年度比3,257万1,000円減の16億4,303万1,000

円をそれぞれ計上し、5款予備費では、前年度同額といたしました。

これらにより、予算総額を歳入歳出それぞれ前年度比3億3,064万4,000円増の31億2,488万5,000円とするものであります。

次に、議案第14号 平成24年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計予算について申し上げます。

議案書16ページ、議案資料80ページから82ページです。

本会計は、農業集落排水事業の円滑な運営と、その経理の適正を図ることを目的に設置したものであります。

予算計上の基礎となります加入戸数につきましては、南赤田地区が前年度同数、東部地区は1戸増、また水洗化戸数につきましては、南赤田地区が1戸増、東部地区は2戸増を見込んでおります。

まず、歳入について申し上げますと、1款分担金及び負担金に43万9,000円を、2款使用料及び手数料に2,197万8,000円を、3款繰入金に7,410万5,000円を、4款繰越金に20万円を、5款諸収入に1,000円をそれぞれ計上いたします。

一方の歳出につきましては、1款管理費では総務管理費及び施設管理費をあわせ、前年度比198万7,000円増の3,340万5,000円を計上いたします。

2款公債費では、元金と利子で前年度同額の6,281万8,000円を計上し、3款予備費も昨年と同額の50万円を計上いたします。

これにより、予算総額を歳入歳出それぞれ前年度比198万7,000円増の9,672万3,000円とするものであります。

次に、議案第15号 平成24年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計予算について申し上げます。

議案書17ページ、議案資料83ページから84ページです。

本会計は、那須塩原駅北土地区画整理事業の円

滑な運営と経理の適正を図るため、事業収入である保留地処分金、一般会計繰入金及び起債等を財源として事業を実施するものであります。

平成24年度は、保留地の処分及び平成16年度から平成19年度までに借り入れた起債の償還を行うための予算を計上いたします。

まず、歳入では、1款事業収入で保留地処分金2億5,302万8,000円を、2款繰入金で一般会計からの繰入金138万2,000円をそれぞれ計上いたします。

また、歳出では、1款公債費に起債の元金償還分として2億5,302万8,000円、利子償還分として138万2,000円の、合わせて2億5,441万円を計上いたします。

これにより、予算総額を歳入歳出それぞれ前年度比8,704万6,000円増の2億5,441万1,000円とするものであります。

次に、議案第16号 平成24年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計について申し上げます。

議案書18ページ、議案資料85ページから86ページです。

本会計は、事業用地の先行取得を行うことで、公共事業の円滑で効率的な執行を図ることを目的に設置したものであります。

平成24年度は、歳出において、2款公債費に1,435万円を計上し、平成13年度に取得した保健福祉施設用地及び平成14年度に取得した市道松浦町稲村線用地の償還元金と利子の支払いを行います。この歳出に対する財源は、全額一般会計からの繰入金となります。

このほか、歳入の事業収入と繰越金及び歳出の公共用地先行取得事業費と予備費は、今後の事務事業を考慮し、それぞれ科目存置としたものであります。

最後に、議案第17号 平成24年度那須塩原市温

泉事業特別会計予算について申し上げます。

議案書19ページ、議案資料87ページから89ページです。

本会計は、温泉事業の円滑な運営と、その経理の適正を図ることを目的に設置したものであり、平成24年度は老朽配湯管布設がえ及び施設整備を行うための予算を計上するものであります。

まず、歳入では、2款事業収入に温泉使用料など5,197万2,000円を、4款繰入金に温泉事業温泉施設整備基金からの繰入金2,061万1,000円などを計上いたします。

一方、歳出では、1款温泉事業管理費に、人件費、一般管理費、施設管理費など4,229万8,000円を、2款温泉事業建設費に2,684万円を、また、3款公債費に起債利子償還のための費用として247万2,000円を、それぞれ計上するものであります。

これらにより、予算総額を歳入歳出それぞれ前年度比9,059万1,000円減の7,261万円とするものであります。

以上5件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

議案第18号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第50、議案第18号 平成24年度那須塩原市墓地事業特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（松下 昇君） 議案第18号 平成24年度那須塩原市墓地事業特別会計予算について、提案のご説明を申し上げます。

議案書20ページ、議案資料90から91ページとなります。

平成24年度の予算は、市営墓地の適正管理を行うための経費を計上するものであります。

平成23年度において、赤田霊園2号墓地の残区画のすべてに使用者が決定したこと及び塩原温泉さくら公園墓地の公債費の償還が終了したことにより、平成24年度の歳入歳出とも、前年度に比べ大幅な減額となっております。

まず、歳入では、1款墓地事業収入において赤田霊園と塩原温泉さくら公園墓地の管理手数料、及び塩原温泉さくら公園墓地1件分の使用料として、前年度比1,015万8,000円減の189万2,000円を計上し、2款繰越金には前年度比10万円減の30万円を計上いたします。

次に、歳出では、1款墓地事業費において赤田霊園及び塩原温泉さくら公園墓地の管理経費として189万3,000円を計上し、2款予備費には、前年度比10万円減の30万円を計上いたします。

これらにより、予算総額を歳入歳出それぞれ前年度比1,268万1,000円減の219万3,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

議案第19号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第51、議案第19号 平成24年度那須塩原市水道事業会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 議案第19号 平成24年度

那須塩原市水道事業会計予算について、提案のご説明を申し上げます。

議案書の21ページであり、議案資料の92ページから95ページにあります。

市水道事業は、安心・安全な水の安定供給を維持するため、引き続き老朽管の更新や配水管の整備事業、危機管理対策事業などを進めるとともに、さらなる経営の安定を図ります。

平成24年度における業務の予定量については、給水戸数4万4,291戸、年間総給水量1,582万7,130^m、1日平均給水量4万3,362^m、主な建設改良事業13億2,503万4,000円と定め、予算を編成したものであります。

初めに、収益的収入及び支出であります。収入につきましては、1款営業収益の主なものとして給水収益で23億1,953万1,000円、その他営業収益で、手数料1,160万4,000円、水道加入金3,606万7,000円及び消火栓維持管理負担金等雑収益1,129万9,000円をそれぞれ計上いたします。

また、2項営業外収益の主なものとして、他会計補助金1,978万9,000円、下水道使用料賦課徴収事務受託料などのその他雑収益3,213万2,000円をそれぞれ計上し、収益的収入の総額を24億3,123万3,000円とするものであります。

一方、支出については、1項営業費用の主なものとして職員給与費1億8,912万3,000円、浄水施設維持管理業務の委託料1億1,865万円、北那須水道受水費5億8,356万9,000円、配水管等の修繕費1億162万5,000円、上下水道料金関係事務業務委託料9,044万9,000円であり、このほか有形固定資産減価償却費7億9,156万7,000円を計上いたします。

また、2項営業外費用には企業債の支払い利息2億3,187万9,000円を計上し、収益的支出の総額を23億7,509万円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出であります。収入については、1項企業債として老朽管更新事業、配水管整備事業等で6億4,100万円を計上するほか、3項負担金として工事負担金1,200万円、6項補助金として老朽管更新事業等に伴う国庫補助金2億4,660万円、7項一般会計補助金3,479万4,000円をそれぞれ計上し、資本的収入の総額を9億3,439万8,000円とするものであります。

一方、支出については、1項建設改良費として配水設備拡張費で14億1,867万円を計上し、3項量水器費として374万7,000円、4項企業債償還金として企業債の元金償還金で3億7,448万2,000円をそれぞれ計上し、資本的支出の総額を18億727万4,000円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する8億7,287万6,000円については、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金、建設改良積立金により補てんいたします。

厳しい財政状況ではありますが、水の安定供給並びに事業の健全経営に努めてまいります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

議案第42号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第52、議案第42号 那須地区広域行政事務組合規約の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（松下 昇君） 議案第42号 那須地区広域行政事務組合規約の変更について、提案のご説明を申し上げます。

議案書63ページ、議案資料132ページとなります。

本案は、那須地区広域行政事務組合の規約を変更することにつきまして、地方自治法第286条第1項の規定に基づく関係市町の協議を行うため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

現在、那須地区広域行政事務組合において設置及び管理運営しているこども発達支援センターなすの園は、障害者自立支援法第5条第7項に基づく施設であります。平成24年4月1日から、この施設の設置等に関する根拠法令が児童福祉法に変更されることとなります。

このため、組合において共同処理する事務のうち、こども発達支援センターなすの園に関する事務について規約を変更するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

議案第43号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第53、議案第43号 那須地区広域行政事務組合の財産処分についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（松下 昇君） 議案第43号 那須地区広域行政事務組合の財産処分について、提案のご説明を申し上げます。

議案書64から65ページ、議案資料はございません。

本案は、那須地区広域行政事務組合の財産を処分することにつきまして、地方自治法第289条の

規定に基づく関係市町の協議を行うため、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

現在、那須地区広域行政事務組合で行っております「広域市町村圏計画の策定及び連絡調整に関する事務」及び「ふるさと市町村圏計画の策定及び当該計画に基づく事業の実施に関する事務」が、本年3月31日をもって廃止されます。

これに伴い、組合の保有財産である那須地区ふるさと市町村圏基金を処分するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

議案第45号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第54、議案第45号 市道路線の認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（増田 徹君） 議案第45号 市道路線の認定について、提案の説明を申し上げます。

議案書67ページ、議案資料134ページから140ページです。

本案は、7路線の市道を新たに認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

今回認定いたします7路線は、すべて寄附受け入れ済みの市管理道路であります。

これにより、市道路線数は全部で2,466路線となります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

散会の宣告

議長（君島一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時48分